

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議 録 (5)			
日 時	平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 1 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	久末委員長、斉藤(陽)副委員長、千葉・吹田・中島・ 井川・斎藤(博)・北野・成田(晃) 各委員		
説明員	市長、副市長、木野下・前田両監査委員、教育長、水道局長、 総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局経営管理 各部長、総務部参事、保健所長、会計管理者、 消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

成田祐樹委員が吹田委員に、高橋委員が千葉委員に、林下委員が斎藤博行委員に、古沢委員が北野委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党、公明党の順といたします。

民主党・市民連合。

斎藤（博）委員

それでは、通告に従って質問させていただきます。

小樽病院の管理業務について

最初に、平成20年度小樽市病院事業決算書についてお伺いします。

この16ページに、重要契約の要旨というような欄がございまして、その中で上から3番目に、小樽病院の契約で3,200万円ぐらいの管理業務というのがあるわけなのですが、これは一体どういうものを指しているのか、まずお知らせください。

（樽病）事務室次長

小樽病院の管理業務の内訳ということでございしますが、この契約は、労務とそれから土日・祝祭日の日直、それから暖房の三つの業務を合わせて管理業務委託契約としているものです。

斎藤（博）委員

この管理業務というのが労務とボイラーと日直の三つの業務でつくられているということなのですが、それぞれ三つの項目について、どういった仕事の内容を、どういった勤務形態で何人でやっているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

（樽病）事務室次長

それぞれの仕事の内容と勤務形態ということでございしますが、労務の業務につきましては、土地や建物の管理、戸締まり、それから照明器具や什器等の取替え、建物設備等の破損の営繕、病棟関係の物品等の移動や運搬などでございます。

日直業務につきましては、土日・祝日・年末年始における病室や院内への案内、それから新来・外来患者の受付、郵便物及び荷物の受領、緊急事態の連絡などが内容です。

暖房につきましては、いわゆるボイラーの運転及び設備の保守等になります。

勤務形態につきましては、労務のほうは、平日、午前8時から午後5時までの通常の間帯につきましては、午前中は2人、午後は3人、午後5時から午後7時までの間帯は1人体制になっております。それから、土日・祝日・年末年始は、午前8時から午後7時までは1人体制です。

暖房につきましては、平日、午前8時から午後5時まで、通常の間帯については2人、それから午後5時から翌朝午前8時までには1人体制です。土日・祝日・年末年始は、終日1人体制です。

それから、日直業務につきましては、外科救急指定日を除きます土日・祝日・年末年始、午前8時半から午前11時まで1人、それから午前11時から午後2時30分までが2人、午後2時30分から午後5時までは1人体制となって

おります。

齋藤(博)委員

業務が三つに分かれているということなのですから、契約としては管理業務ということで 1 本で行われています。件数が増えるからという簡単なことなのかもしれませんが、どうしてそれぞれの業務に基づいて契約しないのかと感じます。その辺の理由があればお聞かせいただきたいのと、それから当然これをまとめると 3,204 万 7,840 円になっているわけなのですから、一つ一つの業務について、一定、業務の内容なり人工を計算した上で契約がされていると思いますけれども、契約する際に、それぞれの項目や業務ごとに単価の計算といったものがされているのか、されているのであれば、管理業務、ボイラー、日直の一つ一つの業務について、幾らの価格を決めて一括して契約しているのか、お聞かせください。

(樽病)事務室次長

まず、個々にしないで 1 本の契約にしている理由でございますけれども、当然、事務の簡素化にもつながるといふことでまとめて 1 本にしております。

それから、個々の積算ということでは、それぞれ契約内容ごとに積算を出しております。その金額につきましては、契約額で申しますと、労務が 1,166 万 7,600 円、それから日直業務が 143 万 6,400 円、それから暖房業務が 1,886 万 940 円となります。

なお、これに労務と暖房では 8 万円程度の時間外業務の手当が発生しておりまして、これを合わせまして決算額の 3,204 万 7,840 円となっております。

齋藤(博)委員

その三つの内容について、一つ一つ積算根拠みたいなものを今お示しいただきました。

それで、ちょっと質問を変えたいのですけれども、小樽病院は、平成 19 年度までは職員と委託業者の方が一緒にボイラー業務をやっていたと思います。その際の人員体制等について、19 年度の職員が何人いて、委託業者の方が何人いて、委託料は幾らだったのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

(樽病)事務室次長

平成 19 年度は、平日の日中 8 時から 17 時の時間帯を病院職員、正規職員 2 名と臨時職員 1 名の体制で、直営でやっておりました。それが、20 年度になりまして、この部分を業者に委託しましたので、そこが違っております。

齋藤(博)委員

平成 20 年度については、今、1,886 万円ちょっとでボイラーの部分が契約されたという説明を受けました。19 年度の委託料は幾らで、昨年度、全面的に業者をお願いして幾らの差額が出たのか、お聞かせいただきたいと思います。

(樽病)事務室次長

契約額で申しますと、平成 19 年度が 1,134 万円、20 年度は 1,886 万 940 円ですので、752 万 940 円の増額となっております。

齋藤(博)委員

平成 19 年度と 20 年度を比べた場合、750 万円ぐらい多くなっているわけなのですから、この 750 万円の根拠とは、どういう計算に基づいてこの 750 万円というのがつくられたのか、お聞かせください。

(樽病)事務室次長

750 万円の増につきましては、平成 19 年度まで、平日の日中 8 時から 17 時までの時間帯、これを病院直営でやっておりました。これを 20 年度から委託に出しておりますので、この部分は 2 名の体制で 8 時から 17 時までの時間帯の業務ということで、その計算で約 750 万円の増額となっております。

齋藤(博)委員

こういう形で委託の内容が動く、それなりの金額が動いているわけなのです。私は前の委員会で、例えば小樽

病院のボイラー業務を委託するに当たって、終日365日24時間2名体制で委託した場合に、幾らぐらいの金額の増になるのだろうかというようなことを質問しまして、調べてみるというようなことで前回終わったのですけれども、その後、この2名体制にした場合にどのぐらいの金額の増額になるのか、わかっていたらお知らせいただきたいと思えます。

（樽病）事務室次長

小樽病院、それから医療センターの両病院とも、現在、業者に確認をしているところですが、まだ精査まで至っておりませんので、今の段階では残念ですが、お答えできるような状況になっておりません。

斎藤（博）委員

町会活動支援員制度について

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

町会活動を支援する事業が進められているというふうには思いますが、最初にこの制度の概要についてお伝えください。

（生活環境）大林主幹

町会活動の支援制度についてでございますけれども、この町会活動支援につきましては、町会の自主性と自立性を尊重しつつ、市と市民の協働のまちづくりを推進するため、町会活動を支援し、町会の課題等の相談窓口になるというための相談員を配置するというものであります。

支援の業務といたしましては、1番目に町会業務、地域のイベント等に係る支援、2番目に町会の課題に対する相談・助言及び関係部との連絡調整、3番目としまして市に対する町会の要望等の受付、4番目としましてその他、市長が必要と認める業務ということになっておりまして、これらの業務につきましては、それぞれの町会長からの支援要請に基づいて行うということになっております。

斎藤（博）委員

町会活動支援事業というのですから、これに実際登録されている方は何人いて、今おっしゃっているように、町会から具体的に仕事をお願いされているといった方は何人いらっしゃるか、教えてください。

（生活環境）大林主幹

町会活動支援につきましては、二つの業務がありまして、一般支援員とそれから町会担当支援員に分かれております。

町会担当支援員につきましては、それぞれの町会から配置の要望のあった町会に対し、現在、46町会に46名が配置されております。そのほか、医療職を除きます実質管理職全員が一般の支援員となっております。業務につきましては、町会担当支援員のほうは、先ほど言いました1から4までの業務を担当しております。

一般支援につきましては、町会支援からの要請により、町会の行事の支援といったことに当たるということになっております。

この事業は平成19年10月からスタートした事業でございますけれども、年度ごと、また21年9月末ということで数字を申し上げますと、平成19年度につきましては、町会行事、地域のイベント等における支援ということで16件、町会の課題に対する相談・助言及び関係部との連絡調整として3件、それから市に対する町会の要望の受付というのが11件、その他5件ということで、35件となっております。

20年度につきましては、町会行事等が35件、それから、市に対する町会の要望の受付が18件で、合計53件。

21年度は、9月末でございますけれども、町会行事の参加が18件、市に対する要望の受付が4件、合計22件となっております。

斎藤（博）委員

町会からの要望に基づいて、昨年度の実績で言うと、年間で53件の活動があって、そのうちの35件が町会活動と

か、町会が主催する地域でのイベントへの応援ということになっているわけなのですが、そういう業務といえますか、活動は、例えば町会からの要望から始まって、結果を含めてどういった流れで小樽市役所の中で処理されているのか、そのところについてお聞かせください。

(生活環境)大林主幹

活動の流れとして、町会行事にいろいろ参加しているということでございますけれども、これにつきましては、やはり総会とか役員会に参加していただくということが一番多くっております。そのほか、廃品回収とか清掃活動、あと、地域の祭り、イベントに参加ということですが、これにつきましては、それぞれ直接、町会長から支援員のほうに、こういった行事があるので出席をお願いしたいとか、支援をお願いしたいという要請がありまして、それを受けて支援員が動くという形になっております。

斎藤(博)委員

具体的な話でお聞きしたいのですが、例えば私の町会でもいろいろな行事をやるわけなのですが、この町会の行事に支援員として市の職員が参加している場合は、これは扱いとしては公務なのだろうかというような部分と、それからそれをやっている最中に、けがとか何かあったときには、いわゆる公務災害の適用になるのか、それからもう一つは、この2年半ぐらいの間に、そういった事故などはなかったか、この3点についてお聞かせください。

(生活環境)大林主幹

支援員については、私どもでやっておりますので、公務ということで考えておりますし、もしも事故があった場合は公務災害になるというふうに考えております。

この2年間の状況でございますけれども、支援員の事業を行っている中でけがをしたとか、そういった事例はございません。

斎藤(博)委員

先ほどの説明で、一般支援員については医療職を除くすべての管理職というような言い方をされていましたが、これは管理職に限定している理由は何があるのですか。

(生活環境)大林主幹

一応これについては、現状ではそういう形になっておりますけれども、要綱の中では、管理職若しくは現在、町会で役員をやっている方で管理職以外の方でも町会から要請があれば支援員とできるということになっております。現在のところは、そういった要請がないということもありまして、この管理職ということでお願いしてございます。

斎藤(博)委員

そういう場合に、町会活動というものは、日曜日であったり、それから町会での打ち合せとか会議というのは、当然、平日もあるのでしょうけれども夜間ということもあるわけで、いわゆる時間外の対応というのはどういうふうに処理されていますか。

(生活環境)大林主幹

一応、管理職ということで、申しわけないのですが、時間外の対応はしておりません。

斎藤(博)委員

いわゆる地方公務員法で言う管理職、それから管理職手当の定義の中で、こういった本来業務ではない、町会活動の運営に行くときに、管理職手当をもらっているから時間外を払わなくていいのだというような解釈なり、そういうふうに説明できる根拠はどこにありますか。

(総務)職員課長

前段での根拠というお話でございますが、市としては一応公務という押さえて、兼務に近い形で考えてござい

す。ですから、公務災害なりの適用になるということで、先ほど主幹のほうからも答弁があったと思います。管理職手当の範囲かどうかというような趣旨の御質問かと思うのですけれども、職務として押さえている以上、それについてはちょっと範囲は広がりますけれども、管理職手当の範囲というふうには考えてございます。

総務部長

公務という話が現実にとどこまで公務なのかというあたりの問題が実はありまして、本来は地域社会の中に市の職員がどれだけ溶け込んでいけるのかという、本来であれば公務でなくても、日常の中で町会の役員としてやっている方はたくさんいらっしゃるわけですから、そういう形で浸透すれば、こういう制度がなくても十分やりきれたと思うのです。ただ、なかなか市の職員と町会とのマッチングができていない町会があり、そして支援の要望があるという状況の中で、支障のない範囲でお願いをして、今、各管理職に行っていたいただいているわけですけれども、問題は、今、行っていたいただいている中で、仮に日曜日、土曜日の夜でもいいのですけれども、何か事故があったときには、やはり補償しなければならないという立場で、公務という形の整理をしています。ですから、これは業務命令を出して仕事に行けという形にはなっていないわけです。御自分の許される範囲の時間の中でお願いをしていただいている。ただ、最後の我々が望んでいる姿に行くまでの過渡期の中で、こういう形でお願いをして、事故があったときの補償だけはやっておきたいと、そういう中で公務というか、いわゆる公務としての扱いということで理解をいただければと思います。

斎藤(博)委員

要は、地方公務員法第25条で言っている本来業務に基づく監督若しくは管理の地位にあり、その業務を行うというのが管理職手当の支給の根拠であって、その際には勤務時間をはかり知れない部分があるので、時間外手当を払わないというような形になっていると理解しているのですけれども、要はおっしゃっていることは、この町会活動支援員の仕事というのは、公務の扱いはしているけれども、いわゆる本来業務で言っている公務若しくは管理職手当の支給の根拠になっている、それぞれの管理職の方々が持っている管理監督の責任の業務と、それとは全く違うものだということで、考え方としては、時間外の部分については、必要な場合は払わなければならないようなことにもなりかねないのではないかというふうに思うのですけれども、一方で今の部長のおっしゃっていることからいって、これは一種のボランティアであって、業務として組織的に取り組んでいるのではなくて、全体的には町会と職員の出会いの場と言ったら変だけれども、そういったものを提供する事業であって、組織的に仕事として取り組んでいるものではないと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

総務部長

最後の部分はそうだと思います。ボランティアと一言で言うと、また違う意味が出てくるのでしょうけれども、少なくとももともと町会には、市の職員がたくさん参加をしているわけです。それは、町会のこれまでの歴史の中で、市の職員の役割というのはあったと思います。ただ、先ほど言いましたけれども、なかなか市の職員が参加をしない町会があって、市の職員が持っているノウハウあるいは情報を含めて、どうしても必要だという町会の御要望があるわけですから、そこには今何とかお願いをして派遣しています。ただ、業務として、業務命令をかけて何時から何時までやりなさいという形にはしていなくて、本当に御本人も自分の私生活の中で、日曜日の行事が多く、用事のあるときもあるわけですから、それは当然、自分の生活を優先しながら、町会などと御相談をしながらやっていただきたいと思います。ですから、最終的な形ができるまでには、今、先ほど委員が言われたような、ボランティアという言い方にはならないでしょうけれども、そういう形でお互いに融通をつけながらやっていくのが現実だというふうに思います。

斎藤(博)委員

ちょっと質問の角度が変わるわけですが、一方で小樽市内には町会が153町会ぐらいあると聞いておりますが、その中で46町会に町会活動支援員が位置づけられているというふうに先ほど聞かせていただきました。このよ

うに 3 分の 1 弱の町会で活用されている制度なのですけれども、今、小樽市のほうでつくり上げようとしているこのシステムと、ももとの始まりは町会のニーズもあったというふうに聞いている記憶もあるのですけれども、町会が求めていた部分と、小樽市のほうがつくり上げていっているこの町会活動支援員制度というのが、どうもうまくかみ合っていないのではないかという印象があるのですけれども、その辺についてどのようにお考えになっていきますか。

生活環境部長

今、この町会活動支援員制度そのものの欠陥というか、問題点があるのではないかというような御指摘ですけれども、先ほど説明をしておりますように、この制度は平成 19 年 10 月に始まって、現在で 2 年余が経過をしたところですが、私どもとしては、この制度の活用については、町会とのさまざまな対応の中で PR はしてはおりますけれども、まだ PR 不足というか、浸透しきれていない面もあるのだらうと思っておりますので、これからもやはり PR には努めてまいりたいと思っております。一方、御指摘のとおり、この制度自体、町会側として配置を希望しづらい面もあるのではないかというようなことも危ぐはしておりますので、そういった点については、実際に配置先になる町会の方々の御要望に応じて、改善することによって、配置の希望をしやすくして、よりこの制度が使い勝手のいいものにしていきたいと思っております。

斎藤（博）委員

この町会活動支援員の活動状況というのは、いわゆる市役所がつくっている事務執行状況説明書がありますが、これにはやはり載らない性格の事業だと考えて載っていないものなのか、たまたま忘れていいのか、どちらなのでしょうか。

生活環境部長

事務執行状況説明書は、各課の事務の執行状況を個々に載せるという形になっていきますので、取扱いについては、そういう形にははまりにくいということもありまして、今まではここには載せてはいないのですけれども、市全体で見ますと、支援活動もやはり市の活動の一つではございますので、どういう形で載せられるか、掲載する方向で検討してみたいと考えています。

斎藤（博）委員

事務執行状況説明書に載ったからどうなのだという話にもなるのですけれども、一つには、町会のニーズ、町会が今、何を一番困っているという部分の話を小樽市に持ちかけたときの気持ちと、このシステムというのが本当にうまくかみ合っているのだらうかという意識があります。それからもう一つ、町会と何らかの場面で、もう少し制度について、やり方なりを含めて検討していってほしいというのがあります。もう一つは、先ほど来、総務部長の答弁もありましたので繰り返しませんけれども、仮にそうであっても、やはりそれに参加する職員の取扱いについては、時間外というのがなじむかなじまないかというのがありますし、任意のボランティアとも違うし、業務命令に基づく組織的な取組でもないわけですけれども、小樽市役所に働いている職員であること、そして特に管理職だからというようなことで参加しているのであれば、何らかの手だてというものを検討したほうがいいのではないかというふうに思いますので、その辺について最後に見解をお聞かせいただきたいと思います。

総務部長

現実に町会で一緒に活動をしていると、ほかの役員の方というのは、ある意味では報酬をいただいてやっている方はいないわけです。その中で、市から行っている人間だけがという話は、やはり課題としては残るというような感じはします。それと、私が先ほどから言っていますとおり、決して業務命令で何時から何時まで行ってということではなくて、御自分の許す時間の範囲の中で、調整をして行っていただいていると、そういう意味もありますので、そのところは制度がきちりと町会の中と市の職員という、うまくバランスがとれるまでは、こういった形で進めていくしかないと考えております。

齋藤（博）委員

全国学力・学習状況調査について

では、全国学力・学習状況調査について何点が、質問したいと思います。

最初に、これは平成19年度から始まったというふうに記憶しているのですけれども、そのときにも議論させていただいていますが、まず、この調査の結果について、保護者なり、受けた子供に、どういう形で結果を戻しているのか、その戻し方についてお聞かせいただきたいと思います。

（教育）指導室主幹

結果について、子供、保護者への通知の方法でございますが、文部科学省から、個別の正答結果の状況や全国的な状況等の記載されたデータが学校に送付されております。それを学校から子供へ、個別に渡されております。また、学校全体の傾向や改善に向けた取組などについては、学校だよりや参観日等で周知しているところでございます。

齋藤（博）委員

その中で、当然、結果として、小樽市全体の評価といたしますか、結果というものも来ていると思うのです。これは何回か議論になってはいますが、改めてこの平成19、20、21年度とやっているわけですが、少なくとも19、20年度ぐらいで、小樽市全体の評価・傾向について、どのような受止めなり、報告が来ているのか、お聞かせいただきたいと思います。

（教育）指導室主幹

本市の全体的な傾向ということで話をしたいと思います。国語については、漢字で書くことや話し方、聞き方についての知識・理解について、また算数・数学においては、計算の順序や式の変形などに課題があります。また、全体的に基礎・基本の内容の定着が必要なこと、また家庭におきましては家庭学習や読書の時間が少ないことから、その習慣化を図るため、学校と家庭との連携を深めるなどの必要があることが明らかになっております。

齋藤（博）委員

それは小樽市内の受けた学校全体を丸めて、小樽市の子供はという形になっているのだと思うのですけれども、実際の形というのは学校ごとに、評価とか傾向とか、いい点、問題点というの、このテストの結果として受け取られているのかどうかということをお尋ねします。

（教育）指導室長

各学校におきましては、自校の結果については来ております。それらを基に、各学校では学校改善プランというものを作成して、自分の学校の実態と子供の実情、それと今後どのように改善のための取組をしていくかというものを作成いたしまして、それを1年間かけて取組を進めていく、そのものについては学校だよりやまたホームページにも掲載をして、保護者等にも周知して、御協力などもいただいているところでございます。

齋藤（博）委員

やはり学校ごとにそういう形で結果の報告が来るときには、当然、学校ごとにいろいろなばらつきというのですが、要するにいいところもあるし、悪いところもあるという、それぞれの評価が来ているのだと思うので、そういう意味では、この学校別の評価というのは、常識的に考えて相当の幅でばらついていると理解してよろしいでしょうか。

（教育）指導室長

委員のおっしゃるとおり、全校が一律に並んで同じような状況ということではなくて、例えば国語のある部分ではいいところがあるけれども、算数・数学では十分な力がついていないとか、そういうようなそれぞれの学校の特色といたしますか、傾向といたしますか、そういうものはそれぞれでございます。

齋藤(博)委員

要するに、私が平成19年度の最初のときに、議論させていただいて、一つは情報を公開して、結果については保護者や子供に返してやってほしいと、それからやはりやったからには、具体的に対策をつくってもらいたいということをお願いした記憶があるのです。そういった意味で、当然、小樽市全体をくくった評価もあって、対応していかなければならない全市的な課題もあると思うのですけれども、当然、一定の幅の中でばらついているという現状があると思うのです。突出していい部分はそれで伸ばしてくださいという話でいいのかもしれませんが、問題は小樽市の平均から考えても、下のほうにいる場合、当然、そういう学校ごとの違いに基づく個別の対策が必要ではないのかというふうに私は考えるわけなのですけれども、そこら辺についてどのようなことが行われているのか、お聞かせください。

(教育)指導室長

先ほども申しましたが、各学校で改善プランを作成しており、その改善プランにつきまして、5月の経営訪問で各学校を訪問しまして、実態としてどのような取組をしているのか、書かれた内容が実際に取り組まれているのか、又はそれでいいのかというようなことをいろいろ相談させていただきながら、改善に努めているところでございます。その後についても、個別になかなか改善が進んでいないようなところなどを中心に訪問したり、授業を見て実際に指導・助言に当たったりということで対応を行っております。

齋藤(博)委員

私は教育委員会の決算のところをずっと見ていて、今、私が単純に考えると、やはり問題があるといえますが、対策が必要なところというのはお金をかけるなり、人をつぎ込むなりして厚く手だてをして、持ち上げていく必要があり、子供の親としては、もっと何かやってほしいと、そのためにテストをやったのではないのかというようなことになるのではないのかというふうに思うのですけれども、そういう個別の具体的な対策というのはとられていないのでしょうか。

時間の関係でまとめて聞きますけれども、前段、おっしゃったようなやり方で、先ほど言っていたばらつきがある小樽の現実について、調査は平成19、20、21年度と3年間しかやっていませんけれども、改善の方向に進んでいるのか、人をつぎ込んで、持ち上げていこうとしないやり方の中で、一定の成果は出ているのでしょうか。

その2点についてお聞かせください。

(教育)指導室主幹

まず、平成20年度事業での対策になりますけれども、指導室として改善に向けての取組としては、主に結果のまとめの作成や研修会の開催、研究資料の作成・提供、先ほどもありました学校訪問による指導・助言、そして保護者向けの啓発資料の作成等となっております。その部分が決算説明書に記載している事業の中身となっております。

また、19年度、20年度と比較してということでございますが、全市的に見ると、まだまだ厳しい状況であります。わかる授業、楽しい授業の構築に向けて、落ちついた環境で研修を進めたり、実効性のある補充指導や取組を行っている部分については、指導の様子や結果を見ると、変化が現れてきているところもあります。各学校における効果的な取組については、今後も実践交流会等を通して広めていきたいと思っております。

齋藤(博)委員

私は特にデータを出せとか、どうこうということはないのですけれども、ばらつきがあると聞くと、認めざるを得ないのです。それは当然、それぞれの学校の特徴なり、持っている個性をベースにした対策をとるとというのが普通だと思います。もともとのスタートラインがどういうふうにはらついているかわからないから、2年やってきて効果が出ていると思うと言われると、出ているのだろうと思ってしまうわけであります。やはり私は今の話を聞いてみると、この学力・学習状況調査の目的そのものが、どうも子供のためというよりは、学校現場のためにやっているようなテストに聞こえてきて、どうもしょうがないのですけれども、そういったあたりについてどうい

ふうにお考えになっているのかというのを、お金を使えと言っているのではなくて、格差があるということを認めていて、へこんでいるのであれば、持ち上げるための努力としては、やはり人とか物というふうを考えるので、そうでないとしたらどうなのかというあたりも、もう一回聞きたいと思います。

それから、今日の新聞で、政権交代をして、この全国学力・学習状況調査に対する取扱いも大きく変わるのでないかと言われています。マニフェストでは、この学力・学習状況調査を無駄遣い解消の 1 項目に入れているというようなことで、私自身はあんまりだと思いました。いくら何でも無駄遣いだとは思いませんけれども、ただ、今度は 4 割ぐらいの抽出方式になっていくだろうと、それもシャッフルしてやるので、小樽市内で何クラスが該当するかわからないというようなやり方で決めるのですが、希望した場合には、一緒にやってもいいですと、そのような考え方に変わっていきこうとしているわけなのです。そういう意味でこの全国学力・学習状況調査の今後の取扱いを含めて、前段言いましたように、今のやり方でいくと、子供よりも学校に目線がいった対策になっているのではないのかというような部分と、それから国のやり方が変わった場合、小樽市としてそれでもやはり希望していくのか、国がやる抽出だけをやっていくのかというあたりについて、最後に質問したいと思います。

(教育) 指導室長

まず、ぜひ御理解いただきたいことは、この調査の取組にかかわってなのですからけれども、学校のためということではなくて、あくまでも子供たちの学力向上のために、教員にも取り組んでいただいているということで、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

先ほどからもお話があるとおり、少し傾斜があるようであれば、個別な対応ということが大事なのではないかということで、まさにそのとおりでございます。それで、各学校においては、課題として特色のある部分について、重点的に傾注していかなければならないところはやっていただきながら、市教委としては、小樽市全体の傾向をとらえて、それにかかわっているいろいろな対策などについて取組を進めさせていただいているということでございます。

それと、今後の調査の動向等についてなのですからけれども、平成 22 年度の全国学力・学習状況調査につきましては、20 年 8 月 20 日付けで北海道教育委員会から通知がありまして、22 年度の調査については、4 月 20 日に実施予定であるとの通知を受けております。市教委としまして、これまでと同様、参加をしてみたいというふうを考えておりますが、一方で委員のおっしゃられるとおり、近ごろの新聞等によりますと、来年度については抽出方式で行うとの報道がされておりまして、実際どのようになるかというものは、私どもも今のところわかりません。具体的な通知を受けておりませんので、今後、正式な通知を受けて、それからまた考えてまいりたいと考えております。

教育長

今、室長のほうから後段に申しましたが、これからの小樽の学力・学習状況調査にどういうふうに向かっていくかということでございますけれども、新しい政権になりまして、今までの要綱ですと、私どもは 3 年間続けていたものですから、4 年目、5 年目とその経過を見たいという思いではいたのでございます。これは代表質問、一般質問でも触れたところでございますが、しかしこのような形で要綱が恐らく変わるものですから、その要綱を踏まえまして、道教委としてどういうふうに考えるのか、さらに市町村教委としてどういうふうに考えるのかというのを、あくまでもそのベースにあるのは、小樽の子供のためにどうなるのかということを念頭に置きながら、要綱をいただいた時点で、また教育委員会で委員と一緒に考えて、最終的に判断したいと考えています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

平成 20 年度各会計の決算状況について

それでは、通告に従って順番に聞きますけれども、最初に、各会計において、いろいろな処理の仕方があるので

すけれども、まず未処理欠損金の状況を含めて、平成20年度の各会計の決算状況を、実質収支、それから起債残高も含めて、どういう状況であるかについて簡単に説明をいただきたいと思います。

(財政) 笹山主幹

平成20年度決算におけます各会計の実質収支あるいは未処理欠損金及び市債残高の概要について説明いたします。

まず、一般会計におきましては、実質収支で 6 億5,900万円の赤字となっております。それから特別会計についてですけれども、水産物卸売市場事業特別会計におきまして200万円の黒字、それから国民健康保険事業特別会計におきましては9 億5,500万円の赤字、老人保健事業特別会計におきましては4,700万円の黒字、それから介護保険事業特別会計につきましては3 億900万円の黒字、後期高齢者医療事業特別会計につきましては2,100万円の黒字、特別会計合わせまして実質収支につきましては5 億7,600万円の赤字、一般会計、それから特別会計合わせて実質収支は12億3,500万円の赤字となっております。

続きまして、市債の残高についてなのですがすけれども、一般会計については539億9,200万円、特別会計については、港湾整備事業特別会計で36億2,800万円、青果物卸売市場事業特別会計で1,000万円、水産物卸売市場事業特別会計で900万円、住宅事業特別会計で49億2,600万円、簡易水道事業特別会計で1 億8,700万円、産業廃棄物処分事業特別会計で3 億6,900万円、特別会計トータルで市債残高については98億2,900万円、一般会計、特別会計合わせますと638億2,100万円となっております。

続きまして、企業会計についてですけれども、赤字については今年度未処理欠損金になりますけれども、病院事業会計において69億2,300万円の未処理欠損金、水道事業会計において7 億9,900万円の未処理欠損金、それから下水道事業会計において108億5,200万円の未処理欠損金、産業廃棄物等処分事業会計につきましては1 億8,800万円の利益剰余金が出ております。一方、企業会計については、流動資産から流動負債を引いた額なのですがすけれども、これが赤字になっていますと、不良債務が発生しているというような考え方がなりますが、これについても説明しますと、病院事業会計において14億5,600万円の不良債務の発生、水道事業会計においては7 億1,400万円の資金余剰、下水道事業会計においては4,800万円の資金余剰、産業廃棄物等処分事業会計においては2 億6,500万円の資金余剰となっております。

続いて、市債の残高についてでございますけれども、病院事業会計においては31億2,600万円、水道事業会計においては193億円、下水道事業会計においては277億4,600万円、以上のようにとなっております。

吹田委員

未処理欠損金というのは、例えば病院でも今年度はプラスになりましたから、若干減ったという前提になりますけれども、例えば下水道関係では、108億円の未処理欠損金という数字が出ておりますが、主な理由というのはどの辺にあるのでしょうか。

(水道) 総務課長

下水道事業なのですがすけれども、最初に施設などの建設工事に大変な経費がかかります。それで、例えば施設が完成しましても、すぐには使用料収入に結びつきません。例えば、汚水管を布設して完成した場合でも、すぐ管に接続して御利用いただければいいのですがすけれども、どうしてもタイムラグがございます。それで収益はすぐには発生しないということになります。ところが費用は、施設が完成しますと、翌年度から施設の耐用年数に応じまして、減価償却費が発生することになります。それで収入は少なく、経費は多くなるということで、どうしても赤字にならざるを得ない事業ということでございまして、なかなか黒字化は難しいということで、過去のそういう赤字の累積が、今、数字にございました108億5,200万円になってございます。しかしながら、平成20年度につきましては、下水道事業会計ですけれども1 億7,700万円の純利益を計上してございまして、今後の見通しにつきましても、純利益を計上できる見込みになっておりますので、この未処理欠損金は毎年度減少していくものと思います。

吹田委員

基本的に企業会計では、減価償却費という科目を設定してやるのですけれども、この減価償却費は基本的には、投資した設備の耐用年数が終わった段階までに資金を蓄財して新たな設備に資金を投入するという考え方が基本になります。そういう面では単に早期に赤字があっても、それはあくまでも収入から控除されることになるので、一般企業ですと税金がかからないわけですね。資金として持っていないというぐらいに思いますから。この辺のことについて、例えば下水道関係の今までのそういった減価償却費の累計額というのはどのぐらいあるのでしょうか。

（水道）総務課長

減価償却費の累計額は約276億2,800万円でございます。

吹田委員

計算上は、今の市債の残高が277億円ほどありますが、本当は減価償却費をそのままお金で持っているとしたら、276億円のお金がある計算と見ていいのでしょうか。そういう見方はだめでしょうか。

（水道）総務課長

当該年度も、建設投資をしてございますが、その建設投資では、企業債とかそういう収入もあるのですけれども、それでは足りませんので、不足する分は減価償却費なども内部留保資金としており、それを当年度の建設事業の財源として充てさせていただいております。

吹田委員

そうしますと、こういう内部留保資金が、いわゆる次の段階の事業の中に取り込まれているという形が正しいと思います。

病院事業会計については、一応69億円の未処理欠損金ということで、昨年度の段階では73億円だったのですけれども、ここについても、どの程度の減価償却費の累計があるのか、その辺はいかがでしょうか。

（経営管理）管理課長

病院事業会計の減価償却費の累計額は、概数でございますが43億1,200万円となっております。

吹田委員

病院については、資金の剰余についても、現在、14億円もの赤字ということになりました。こういうことを全体に見ましても、やはり病院などは特に収入のなさが、結果的にこういうところに影響しているのかなという感じも私はしているのですけれども、病院の未処理欠損金といったものについては、今後どのような形で解消していくのかと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

経営管理部次長

基本的には、単年度の収支で黒字を出して、その単年度の利益をもって過去の欠損金を減らしていくというのが基本だと思っています。ただ、今の公営企業会計の手法では認められておりませんが、実際、病院の場合には、一方で自己資本金が45億9,000万円ほど積み上がっております。この自己資本金を取り崩すことによって、未処理欠損金を減らすという一般の企業では認められているような制度ですが、こういうものについても、今、公営企業の会計方式の見直しをされておりますので、その中で出てくるかもしれません。

吹田委員

自己資本金の45億円というお話について、私は不勉強なのですが、これは正確にはこういった数字なのでしょうか。

経営管理部次長

病院の場合は、病院を建設したり、医療機器を買ったときには、基本的には起債を導入して、起債の償還をするわけですが、それはいわゆる料金収入で回収するのではなくて、一般会計から出資金という形で繰入金をいただいて、それを資本的収入に計上しております。この出資金を積み上げたものが、この自己資本金の累計でございます。

て、病院の場合は、いわゆる減価償却分を、損益収支で回収しないで資本収支で回収するようなところがございまして、それでこういうような形になっております。

吹田委員

このように毎年数字が出てくるのですけれども、現在、全体では市債は1,139億円ほどの金額ということで、大分前は1,200億円ほどあったと思いますけれども、この残高全体が今後どの程度解消されるのかと思うのですけれども、この解消というのは、そもそも常に毎年度、事業を行っていますから、そのときに起債が起こる。だからこの残高はあまり大きく数字が変わらないという見方が正しいのでしょうか。

財政部長

今、財政健全化の取組を進めており、全会計含めて、建設事業の圧縮にも努めておりますので、今のシミュレーションの中では、この起債残高というものを全会計レベルで減少していくというふうには見込んでおります。過日の市長からの答弁にもありましたけれども、この起債の残高をどう抱えていくかというのは、将来的に財政運営に非常に大きな問題となってまいりますので、今後の財政運営に当たっては、毎年度の起債の発行額というのに十分注意して、この辺の残高にも気をつけながら、財政の整理をしてまいりたいと思っています。

吹田委員

わかりました。

退職手当について

続きまして、先日、小樽市の財政ということで10月の段階で財政部からいただいた資料の14ページの人件費の中で、退職手当の部分で人数と金額が書いてあるのですけれども、この内容は単純に退職職員の人数と見ていいのかわかりかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

（総務）職員課長

小樽市の財政の退職手当の内訳でございますが、これにつきましては、括弧書きで人数を記載しまして、退職手当の総額を記載してございますが、各年度とも、この中に支給額がゼロの者もございまして、そういった人数も含まれております。あと、そのほかに特別職の退職手当の分もすべて含まれてございます。

吹田委員

一般の職員の退職手当の支給対象となっている人数と、支給されない人数、また特別職の人数と、その金額を示していただけますか。

（総務）職員課長

内訳でございますが、年度ごとに申し上げますと、平成16年度は、55名のうち支給されなかった者が3名、特別職については1名で退職手当の分が2,247万2,400円、17年度は、39名のうち支給されなかった者が2名、特別職の分が1名の1,497万4,000円、18年度は、54名のうち支給されなかった者が3名、特別職の分が2名、19年度は、75名のうち支給されなかった者が1名、特別職の分が2名で2,259万1,000円、20年度は、70名のうち支給されなかった者が2名で、特別職の分が1名で732万2,000円です。

なお、支給なしの理由でございますが、これは市を退職して道に割愛という形で職を引き継いで、勤続して引き継いでいく場合に支給しないものですから、そういうものとかが、いわゆる懲戒免職で退職した者には退職手当を支給しませんので、そういった数も含まれております。

吹田委員

この退職手当の支給の基本的な内容は、この金額を見ている中で、例えば平成19年度は平均で1,980万円、20年度は2,245万円という数字なのですけれども、支給の内容について、どういった算出をしているのか、基本的な部分を教えてください。

（総務）職員課長

退職手当につきましては、勤続年数と退職事由によりまして、退職日の給料月額にそれに応じた率を掛けて支給してございまして、例えば定年退職者で申し上げますと、20年勤続で30.55、30年で50.7、35年で59.28といった率を、退職日の給料月額に掛けまして、金額を算出いたします。

なお、上限につきましては、35年以上在職しましても35年としまして、59.28というのが上限の率になってございます。

吹田委員

この退職金につきましては、今、在職年数が35年以上でも35年で打ち切りという話がありましたけれども、現在の市の職員については、独自の給料の削減等も行っていますけれども、この支給の段階の基礎的な金額の単価につきまして、現在どのような形で、例えば削減が行われていましたら、平成19年度、20年度というのは逆に数字が下回ると思うのですけれども、この辺についてどのようになりますか。

（総務）職員課長

支給の根拠となる給料月額につきましては、平成19年度に国の給与構造改革を受けまして、小樽市のほうでも一律5パーセント削減ということで、給料を国に準じて基本的に下げました。さらにそこから独自削減ということで5パーセント削減しておりまして、言ってみれば18年度から比べると10パーセント程度落ちています。ただ、退職手当の基になる給料の月額につきましては、独自削減というものを反映せずに、5パーセント削減後の国の構造改革を受けました給料を基に算出しております。

吹田委員

ということは、いわゆる基本的に毎月もらっている給料の最終の金額ではないもので、算出しているということですね。

（総務）職員課長

そういうことになります。

吹田委員

普通は払っている月額の給料に率をかけるのですけれども、これは何か規則がそういうふうになっていらっしゃるのですか。

（総務）職員課長

国の給与構造改革を受けた給料というものは、条例の本則ということで、本来の給料ということで定められておりまして、結局は退職手当につきましては、いわゆる本当の給料で計算します。5パーセントの削減というのは、あくまでも独自削減ということで、言ってみればその期間にやめた人だけが不利益となるものですから、私どもとしましては、附則で言っている5パーセントの独自削減の給料を使うのではなくて、本則の給料で退職手当は最終的に計算しているということでございます。

吹田委員

ちょっと何か違うのではないかという感じがしないわけでもないのですけれども、私としては普通にもらっている給料の最終の金額で計算するのかなと思ってございまして、ちょっと今聞いてみました。

廃棄物事業所の洗身行為について

続きまして、廃棄物事業所の職員の仕事のことでお聞きしたいのですけれども、今の廃棄物事業所に、現業職とそれから事務職の人数は、何人ずついらっしゃるのですか。

生活環境部副参事

現在、廃棄物事業所ではし尿処理係を除きますと、収集業務係に、現業員がいるわけでございますけれども、事務職としては、私、所長が1名、それから嘱託職員が1名、現業員は24名で計26名となっております。

吹田委員

現業職の皆さんの、1日の勤務時間中の仕事というのは、どういうことが行われているのでしょうか。

生活環境部副参事

まず、事業所の勤務時間でございますけれども、本庁とは違いまして、ごみの収集時間に合わせてございますので、午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までとなっております。

また、事業所における作業の内容でございますが、今年度から路線の収集業務はごみ及び資源物を含め、すべて委託となっておりますので、直接の路線収集は現在ございません。廃棄物事業所の収集業務係における作業としては、ステーションにおけるごみの不適正排出の処理、身体等の理由によりごみをステーションまで出せない世帯のごみを個別に収集する依頼収集、不法投棄監視・巡回・処理、そして狭い路地等におけるごみの持ち出し作業を職員のほうで行ってございます。それと、資源回収ボックス資源物の回収、そして町会等のボランティアが収集したごみの回収作業と、これらの作業を行っているところでございます。それから、事業所内の業務といたしましては、委託業者への指示及び指導、また市民からの問い合わせへの対応、町会役員との折衝業務、庶務業務等がございます。

吹田委員

いろいろと大変な仕事をされていると思いますけれども、何か聞くところによりますと、仕事柄、あまりきれいな感じの仕事ではないものですから、時間中に体を洗うこともあるのだということを聞いているのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

生活環境部副参事

いわゆる洗身行為ということについての御質問かと思いますが、先ほどの作業が終了いたしまして事業所に戻ってから、洗車作業とか、長靴、ごみ袋、ゴム手袋などの装具の清掃のほか、作業日報の整理をいたしております。そういう中にありまして、作業終了後、廃棄物事業所へ戻ってから、作業による多量の発汗、身体的な汚れを落とす、またごみによる悪臭等を落とすための洗身行為を行っているところでございます。

吹田委員

それはどの程度の時間を要しているのでしょうか。

生活環境部副参事

洗身行為の時間でございますけれども、午後 4 時 50 分に一応、仕事を終了いたしますので、その 30 分以内の 4 時 20 分から、スペースの関係があるものですから、交代で使用するという事となっております。

吹田委員

事業所の 24 名の方は毎日 24 名の方が来られるのでしょうか。

生活環境部副参事

通常は、24 名全員出勤してございます。

吹田委員

入浴という問題なのですけれども、これは 1 回に何人程度入れる浴室を用意してあるのですか。

生活環境部副参事

一応、浴槽の中は 5 人から 6 人程度で、洗い場が 5 人が 6 人ということで、大体 10 人をめどにしてございますので、1 回 15 分で、24 人ということであれば 2 回入って 30 分以内というふうに計算してございます。

吹田委員

これは、民間であれば、仕事が終わった後に、風呂というのは用意してあって、入る方は入る、入らない方は入らないで仕事を離れると思うのですが、勤務時間中に入浴をするというのは、どうなのでしょう。市の職員は、千何百人もいるのですけれども、事業所の方々はこれらの方々に了解されて入浴しているのか、それともその部

署だけで入浴しているのか。私はこの問題について、何か職員の皆さんが話し合いをしてそうやったのかと思っておりますが、この辺の経緯についてお話をいただきたいと思えます。

生活環境部副参事

事業所での洗身行為についての経過ということの御質問だと思いますが、廃棄物事業所は、今はし尿は直接収集してございませんが、以前はし尿、そしてごみ資源物を収集する部門がありましたから、体の汚れ、体についた悪臭、また多量の汗、これらを取り除くために、設立当初からこの洗身場所というのは設けてございまして、また洗身時間と洗身の方法等も、これは実際に作業に従事する者と、私ども責任者の部分で、事業所内において職員との間の話し合いで続いてきたものでございます。また、この辺については、先ほど言いましたとおり、非常に汚れる作業ということもありますし、また中にはバス通勤等の職員もおりますので、なかなかそのまま帰るといふことにもなりませんので、今のところは時間内の中で入らせていただいているところでございます。

吹田委員

職員課のほうに今度聞きたいのですけれども、今は業務時間中という形になっておりますが、こういう入浴自体を規則の中で業務ととらえることは通常できるのでしょうか。

(総務)職員課長

規則の中で、入浴については当然触れられていないわけでありまして、それがどういう位置づけかということかと思うのですが、職務の専念という観点から言うと、どうかという部分はあるかと思うのですが、また特殊性のある業務、いわゆる日常発生するものとはレベルが違う汚れですとか、においとか、そういった部分での汚れを落とすための必要最小限の範囲ということであれば、一定作業についている時間帯に、その所属長が認めているのであれば、やむを得ないのかというふうには考えております。あと、そのまま放置するというふうになると、衣服や体に付着したにおいとか汚れによって、衛生上の観点からは好ましくないと考えますので、必要最小限の範囲でそういった汚れをとるのはやむを得ないという判断をしております。

吹田委員

ちょっと細かい話ですけれども、作業着を着ている方が入浴して、終わりましたら、また新しい作業着を着て待機されるわけですか。

生活環境部副参事

作業着というのは、私どもが作業上、使用しているものでございますので、通常、先ほど言いました洗車作業、長靴、ゴム手袋、ごみ袋など装備の清掃、またそういう作業が終わって、そして洗身行為が終わってであれば、これは普通の服に着がえて、作業日報等の整理をすることにおいては、作業服の必要がないため平服で行ってございます。特にまた作業等が生じれば、当然、作業服を着ていただくこととなっております。

吹田委員

私は、現実の状況によりましては、現場を離れましたら、あとは入浴して帰るのを待つという状況になるのではないかというイメージを持っているのですけれども、そういうことではないと見てよろしいのですか。それとも、そういう業務につきまして、何か確実に作業が終わったときにやる業務があるという形になるのかどうかという問題なのですか、これはいかがでしょうか。

生活環境部副参事

一番大きい業務が、作業日報の整理ということになりまして、この作業日報の整理につきましては、かなりそれぞれの作業の班ごとに分けて、またそれぞれの運転した個人ごとに作業日報を書く、それからまた不法投棄などにおいては、このときあった場所等について詳細に書くということからすれば、作業が終わってから事業所内作業にかなりの時間を要します。また、今はミーティングということを結構行っておりまして、そのミーティングも配置計画などについて話し合うため、時間を要するものとなっております。

吹田委員

ミーティングというのは全員でやるのですか、それとも班ごとでやるのですか。

生活環境部副参事

このミーティングについては、それぞれ必要な関係事項があれば、それぞれの班で行いますし、全体に周知してミーティングをしなければならないときは全体で行われます。例えば、今、委託で収集しているごみの中から危険物が出た場合については、その日のうちに、今後、危険物についてはどう対応しなければならないか、今であれば消火器が大きな問題となってございまして、消火器がステーションに出たときの対応は、全員でそのときの注意とか、委託業者への指導等を検討するというようなミーティングを行います。そのほか、特異な問題が生じた班については、この班ごとのミーティングをやっているところでございます。

吹田委員

廃棄物事業所の中で、毎月の時間外勤務というのがどの程度発生するのか、この状況につきましてお知らせください。

生活環境部副参事

まず、平日の時間外勤務でございますけれども、これは週に 1 時間あるかないかの内容でございます。その 1 時間というのも、猫とか犬の死骸の除去の依頼が勤務時間外に連絡がありまして、1 人がそれらを取りに行くとか、取り残しが勤務終了後であった場合に、だれか 1 人、当然、現場を担当している者が取りに行くということが週 1 回あるかないかの頻度で、それが 1 時間程度で、月に三、四時間程度が、平日の時間外となってございます。ですから、収集に係る時間外は平日はございません。あとの主な時間外は、すべて祝日収集に係る時間外となっております。これに要する時間は、大体 1 人当たり 7 時間前後となっております。

吹田委員

ちなみに、この 1 時間の時間外勤務というのは、就業時間が過ぎてから 1 時間ですね。ということは 5 時 20 分以降の 1 時間ということですか。

生活環境部副参事

午後 4 時 50 分が終了時間でございますので、大体その後の 1 時間と決まっているわけではございません。中には 30 分で終わることもございますし、45 分のときもありますし、1 時間もあります。午後 4 時 50 分からの 1 時間というのは、大体 1 時間以内の時間であるという現状でございます。

吹田委員

その方がいわゆる 4 時 20 分の時点で表に出てしまったという場合について、帰ってきてから入浴をするのかなと思うのですが、そういうときはどのような形になっているのでしょうか。

生活環境部副参事

先ほどの作業工程の中で、その日の洗車作業等が例えば先に終わったとして、日報をつけている最中に、自分の地区内で収集業務があった場合には、当然、作業服を着て対応し、そして猫なり、ごみを収集、不法投棄のごみの収集に行きますけれども、そういう場合はまだ入っていない職員が洗身行為をせずに、それをとりに行って、そのまま作業が終わった後に洗身できないで帰るケースもたまにございます。

吹田委員

この問題については、必ず時間中というのは、どうも私はちょっと違うのではないかと感じておりまして、これについては改める余地があるということで質問してみたのですが、これは今後検討していただきたいと思っています。

不正経理に対する監査について

千葉県では不正経理で 30 億円の数字が出たということがありまして、これは裏金になってしまったということで、

調べましたら、大変な数の部署でやっているとのこと。ですから、全体が何かやっているのではないかとということがありまして、こういうことにつきまして、小樽市では基本的には財政のほうで、お金が伴うものしかチェックがなされていないと思うのですけれども、こういう問題が起きたときに見方を変えて、その対策等を含めて考えたいと思っております、それを聞きたいのですが、どうでしょうか。

（ 財政 ） 契約管財課長

今、御紹介をいただいたのは、消耗品等の購入にかかわる事件でございまして、私のほうから答弁いたします。

今、市のほうで、備品や消耗品の発注やそのチェックなどについて、どのようにやっているかということですが、物品の購入や研修などの会計事務については、基本的に小樽市物品会計規則で定められております。これに基づいて事務を行っております。市長部局の消耗品の購入で説明いたしますと、1回の予定金額が5万円未満のものについては、各課での発注になります。5万円以上のものについては、契約管財課の発注となります。発注した後、受注した業者から物品が納入されたことを確認して支払の事務を行うと、そういう流れになるのですが、その会計事務の中で、購入しようとする物品の必要性については、物品管理者である課の長など、あるいは物品出納員である契約管財課長がチェックをいたしますし、購入金額の妥当性という意味では、見積り合わせや入札などを行うことで確保してございます。また、発注した物品が間違いなく納入をされたかということについては、各課の物品分任出納員が数量や性能あるいは仕様などを検収するという仕組みになってございます。備品についても同様の流れでございます。

吹田委員

こういう心配をしているのは、本来、業務に必要なない物品の購入や、また職員が個人的に利用した疑いがあるわけですね。ですから、この辺を相当きちんとしないと、私はこれはなかなか難しい問題だと思います。今、そういう形で5万円以上のものの購入については契約管財課で発注していると言いましたけれども、恐らく千葉県だってそういうふうになっていると思うのです。そうなっているにもかかわらず、こういう形のものが多数起きています。全部調べましたら、400ある部署のすべてでやっているということ。この辺はそういう問題を起こさないようにするというのが大事ですから、この対策というのが非常に大事だろうと思います。それで、監査委員事務局にお尋ねしますが、こういう問題が起きたときに、やはり小樽市でもあるのかと、こう考えるのが普通だと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

監査委員事務局長

ほかにあるから小樽市でもあるということは、根拠としてはならないと思うのです。今まで監査をやっていますけれども、そういったような疑いはありません。

吹田委員

それは性善説で、無理があると思います。人間とはいいいところもあるし、悪いところもあるし、いろいろな面を持っているのです。すべてが100パーセント性善説でとられるなんていうことはあり得ないので、そういう面では監査委員事務局のほうでは、ないとしても、そういうことがあるかどうかについて、何か配慮をしたかどうか。そういうことが大事なことです。私は、こういう問題が起きる前にあっても、そういうことが起きる可能性は、ゼロということはある得ないと思うのです。今、小樽市ではないとおっしゃいましたが、そのないという根拠は何ですか。

監査委員事務局長

私がないと言ったのは、そういう疑いは、監査の結果、見られませんでしたというふうに申し上げたのであって、小樽市ではそういうことはやっておりませんとは言っておりませんので、そのように言われましても、逆にあるのであれば、あるという根拠を見せてほしいぐらいです。私たちのやっている監査というのは、あくまでも警察の仕事ではありませんから、執行機関の監査委員としてやっているのは、事務の執行が適正であるかどうかということ

をやっているわけですから。

今のような話は監査をやっている、不適正な処理をしていると、監査をやっているうちに、結果として犯罪行為があるということを見つけないということはありません。実際にいろいろな書類を見ていて、事実と合わない。監査を進めているうちに、犯罪行為がありそうだという場合は、それを立証するのは我々ではなくて、警察のほうですから、また別なことになるのです。我々は犯罪行為があるかないかを見るために監査するという権限はありませんので、あくまでも事務処理が法令に基づいて行われているか、適正に行われているかということをするのが監査委員の監査ですから。犯罪があるかないかを調べるという話には、ならないと思うのです。

吹田委員

私にすれば間違いをきちんと見るような体制をとらないと、そういう犯罪行為は起こる可能性が十分にあると思います。今起きた千葉県の件もそうです。起きる可能性があることを押さえるためにはどうするかといったら、それなりのやり方をしなければだめだと思います。市の監査というのは、前にも一度聞いたのですけれども、書類を審査するという形なのです。けれども、監査の業務というものを法律的に見ますと、業務はそんな書類だけ審査すればいいという形では恐らく書いていないのです。書類審査だけでいいかということ、そうではないと思う。方法は、そこそこの考え方である部分はやっていいと思うのです。ですから、小樽は小樽のやり方があるといったって、私はおかしくないと思う。ただ、これが法律を逸脱するような方法とか、そういうことではないと思いますが、それはやはり監査委員の皆さんと、それから原課の中でもそういう問題が起きないようにするというのをやらなければだめだと思うのです。そういうことをやらなければ、私は、問題ないと言ってそれで終わりましたとしてもいいのですけれども、そして後で万が一、何年か後に、発生したときに、だれが責任をとるのですか。今、国は800兆円の借金を持っていますけれども、あれはだれが責任をとるのだといったら、恐らく自民党がとらなければならない。それと同じです。だから、そういう問題にならないようにするための方策はきちんとっておかなければだめだと思うのですけれども、監査委員事務局ではどのような考えですか。

監査委員事務局長

毎年、監査をして、事務の処理が適正であるかどうか、それを書類で見て、実際にも備品があるかどうか、合っているかどうかということについても見ていますので、その手がかりになるのがやはり書類あるいは現物ということになってきますから、それを離れてやるとなると、どんな方法があるのか、ちょっと今は考えられませんが、いづれにしても監査委員の事務というのは、先ほどから申し上げているように、事務の処理が適正に行われているか、法令に基づいて行われているかということが監査委員の監査という範囲であって、今、吹田委員がおっしゃっているのは、もうちょっと違う範囲のことという気がするのです。というのは、発生しないようにと今おっしゃいましたので、先ほど契約管財課長のほうからも答弁がありましたけれども、財務会計規則とか、契約規則という規則もありますし、法令にも当然あるわけです。例えば地方自治法の中に、会計管理者の支出のときの審査、こういうものも当然ありますし、また専決規定ということもあって、だれがどの支出行為あるいは支出負担行為の判断をすることができるかということが決まっておりますし、細々といろいろな手続が決まっています。ですから、その辺は監査委員の話ではなくて、市長部局なり、その他の執行機関の関係になりますから、それは監査委員の範囲からまた外れてしまうので、そういう意味から言うと、すべてのものが、今、吹田委員がおっしゃるように、そういうことがあってはいけません。それで、それぞれ守ってもらわなければならない。それを守っているかいないかを監査委員が監査で見るということで、二重三重にチェックするという形になっています。

吹田委員

一応、今、物品の物自体の数のチェックもするという話もされたのですけれども、でも監査委員が原課に行ってそういうものを調べるということは、ないのですよね。あくまでも書類を見るというのは知れているのです。例えば物品が購入されているか、数が幾らあるとか、それについてやるのは原課のほうということですね。

監査委員事務局長

当然、その年度の事務について監査が入っているわけなのですが、例えば消耗品を購入したという支出事務について監査したときに、その消耗品が実際にあるかどうかというのは、消耗品ですから、確認できない部分というのはあります。一方、物品の中でも備品については、本年度に購入したという支出事務があれば、その物品が備品単一票として記載されているかどうか、その備品が使用者のいるところにあるかどうかという確認は、事務方のほうでは監査に入ったときはやっております。あくまでその年度と支出事務に伴うものという意味ではやっております。

吹田委員

それで、一応そういう消耗品についても、私は出納があると思うのです。購入は常に続きますから、そのとき買ったものが幾らあって、在庫は幾らある、そして月に幾ら使ったとか、こういうものは私はあると思うのです。こちらでは、そういうものはないですよ、見ませんよと。資産的なものは見ますよと。そういうことを言ったような気がするのですが、そういった姿勢では、普通の物品がどこに消えたかという問題が、多分わからない。そういうものも含めてやはりきちんとしていかないと、今おっしゃった消耗品についてはチェックがないという話ですが、そういうことで本当にいいのかどうかという問題を最後に伺いたいと思います。

木野下監査委員

今の消耗品という話は、消しゴム 1 個とか、ボールペン 1 個とか、そういうものまで出納簿をつけて管理しなければならないかということは、費用対効果の問題でそこまで必要ないのではないかと考えています。あと、切手だとか、そういうものが出納簿についてのチェックはやっております。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

北野委員

国直轄事業負担金について

平成20年度決算説明書の181ページ、北防波堤改良事業の決算の詳しい説明をしていただきたい、これが一つ。

それから、20年度の国直轄事業の管理者負担の内訳をこの5月に国は発表していますが、その中で補助事業では地元負担にさせられていないものが入っているとのことでしたが、それは何々か、その金額は幾らか、この2点についてお答えください。

(産業港湾)事業課長

北防波堤改良事業について、またその事務費の関係についての御質問であります。最初に北防波堤で実施しております平成20年度事業の内容について説明申し上げます。事業内容といたしましては、港内側の根固めブロックの施工といたしまして約136.4メートルの設置を行っております。そのほか、これに関連する設置等も含めて実施しているということで、事業費としては総額2億9,782万円で執行してございます。

2点目の御質問であります事務費の中で、本来、補助事業でみられない項目についてでございますが、中身といたしましては、まず1点目として管理職の給与等、2点目としましては公務災害補償費、3点目としまして退職手当、4点目としまして営繕宿舍費、この4項目が通常、私どもが補助事業で執行している場合、事務費で計上できない経費でございます。金額についてでございますが、管理者負担金ベースで説明いたしますと、公務災害補償費につきましては4万7,860円、退職手当につきましては31万4,736円、営繕宿舍費につきましては11万2,000円となっております。管理職手当の分についてなのですが、これにつきましては、現在、開示を受けている内容では、一般職の給与と一緒に掲載されていることから、管理職分については御報告できません。

北野委員

管理職は何人分ですか。

(産業港湾) 事業課長

管理職につきましては、今、人件費として5.5人分の経費を給与として算定されていますが、そのうちの2.1人分が管理職の手当、給与という形になってございます。

(「5.5人分のうち2.1人分が管理職ということは、半分かい」と呼ぶ者あり)

はい。

(「これは払ってしまったのですよね」と呼ぶ者あり)

これはお支払いしております。

北野委員

これは、国が本来、地元負担させてはならないものまでさせているということで、こういうことをやめてくれということが、今、大きな問題になっているわけです。それで、内訳が、平成20年度のものについては本年の5月に明らかにされたけれども、これでは納得できないというのが地方の各団体の対応です。だから、本年5月に発表されたものよりも、さらに踏み込んだ内容を明らかにせよということになっているということなのですが、これは払ってしまってからわかったと思うのですけれども、今、2.1人分の管理職の人件費も含めて、明らかになったものは返してもらえるのですね。

(産業港湾) 事業課長

平成20年度の管理職の人件費の返還という部分でございますが、現在、国から示されている内容につきましては、今、説明いたしました、内容等について詳しい情報がまだ来ていないということで、全国知事会と私どものほうも情報開示を求めているところでございます。そういう状況でございますので、20年度の事務関係でこれらのものが返還できるかどうかということにつきましては、現在、正直なところ、わからない状況でございます。これについては、今後、直轄事業負担金をめぐる議論、また今後の情報開示等を踏まえて対応を考えていきたいと考えてございます。

北野委員

仮に返してもらえたら、どういう名前のお金として返還を要求するのですか。

(財政) 財政課長

前例がないことなので、想定でしか言えないのですけれども、平成20年度の決算説明書で言えば、102ページ以降に20番、諸収入という科目がありますので、その104ページ以降に、雑入でいろいろ返還金収入とか、精算金収入というものがございまして、こういうものに該当するというふうにも考えております。例えば、国直轄事業負担金返還金収入とかで、内容から言えば、精算金収入とかということにはならないと思っております。

(「精算金収入にはならない」と呼ぶ者あり)

精算金収入ということにはならないと思っております。決算が終わったわけではないですから。その辺のところもありますけれども、いずれにいたしましても、その払った分だけ返してもらおうのか、それであれば間違っても、利息といいますが、加算金もつくわけですから。加算金までも入るものなのか、あるいは20年度だけなのか、そういう時効であれば5年とか3年とか、10年とかございまして、その辺につきましても、何年間に及ぶものなのか、小樽だけの問題ではないと思っておりますので、いろいろ法律等あるいは全国的な解釈などを整理して、歳入として入るものなのか、手続的なものも整理していかなければならないと考えております。

北野委員

重加算税をつけて払ってもらわなければならない性質でないかと思うのです。例えば、先に指摘した同じ181ページに、前年度精算追徴金として65万8,000円、北防波堤に関して払っているのだけれども、これはどういうものなの

ですか。

(産業港湾)事業課長

今の御質問にありました追徴金の件ですけれども、直轄事業負担金の場合、当該年度において、まず、国のほうから請求が来ます。その段階では最終が2月になってございますが、年度末までの間で若干、金額の動きがあるということを知っています。その差額というか、最終精算につきましては、その翌年度の9月に、改めて国のほうから総額を示していただきまして、そのときに示していただいた額と、20年度の2月に最終決定として受けた額、この差額について、マイナスになっていけば追徴金という形でお支払いしますし、逆にプラスになっていけば還付金という形で返ってくるようになってございます。

北野委員

追徴金というのは言葉が悪いけれども、これは平成19年度の分でしょう。

(産業港湾)事業課長

そうです。

北野委員

そうだと思うのです。それで、ここでの追徴金というのがあるのだから、何も遠慮しないで言ったほうがいいと思うのですけれども、ところでこれについては、知事会のほうはニュースでいろいろな情報はわかるのだけれども、市長会のほうが見えないのですけれども、市長はどのような努力をされているか、御説明いただきたいと思います。

市長

市町村の場合は、全部の市町村にその直轄事業負担金というのはないのです。小樽のように港湾を持っているので直轄事業負担金が出てくるのであって、共通認識はないのです。実は、今日、市長会として、民主党の国会議員と懇談会をやってきました。そのときに、私から直轄事業負担金を廃止してほしいという発言をしました。小樽の場合は防波堤の事業をやっているの、小樽市に負担が来ていますと。北海道は市町村が港湾管理者となっていて、本州は都道府県がやっている。ですから、北海道の場合は、港を持っているところは全部、直轄事業負担金を払っているのだから、大変なのということ民主党の議員にまず知ってもらうため、そういう話をしてきましたので、ぜひ同じ港湾を持っているところ同士で話を進めていきたいと思っています。平成20年度の話は、まだ聞いていませんので、21年度は事務方には払うなと言っていますけれども、言っていたほうがまだどういう方向になるか聞いていませんので、よく聞いて対応したいと思っています。

北野委員

市長がお答えになりましたが、知事会のほうでは、平成21年度に明らかになって、補助事業で負担していないものが負担させられたのだ、それは支払うなということだから、恐らく市長会もそれに合わせると思うのですけれども、全国知事会の窓口になっているのは北海道で、今、市長がおっしゃったように、ほとんどの、北海道以外の港湾は全部県の管理ですから、知事会が適切だと思うのですけれども、小樽はやはり港湾を持っているだけに、そういう運動を続けていただきたいと思っています。

ところで、こういうことがわかった場合、北防波堤の工事はかなり前から行っているのですが、そ及期間というのはあるのですか。

(産業港湾)事業課長

こうした負担金のそ及期間という部分については、現在、どうなるかということについては、まだ議論がなされていません。

北野委員

一般論で聞いているのです。今は知事会が窓口になってお話しをされているようですけれども、これはさかのぼってもらわなかったら、とんでもない話ですから。そういう場合に、一般論としてそ及期間は、こういう国と地方

自治体との関係で事が生じた場合は、5 年なのか 3 年なのか、それとも期間がないということなのか、いかがですか。

(財政) 財政課長

今後、そこら辺の地方財政法上の規定とか、あるいは関係法令の規定とかを調べて、研究したいと思います。

財政部長

こういう事態といえますか、国と地方の関係において、仕組みが変わるということが今までございませんでしたので、そういう意味での仕組みがまだできていない。何年さかのぼって返すというようなことがまだ整理されていないと思います。ですから、この直轄事業負担金の取扱いについては、政権が打ち上げましたので、その辺も含めて整理されていくのではないかというふうには思っています。

北野委員

直轄事業負担金では、そういうのは整理されていないと思うのですが、国との関係はほかではないのですか。

財政部長

直轄事業負担金に限らず、例えば補助金もいろいろ国と地方の関係ではやりとりがありますけれども、その部分につきましても、その事象に応じて、取扱いも整理されてくるものと思っていますので、統一的な取扱いとして、何年度分、精算するというようなものができていないのではないのかと思っております。

北野委員

こういう場合は、弱いものの味方をして処理するのが当然だから、地方自治体が弱いとは言わないけれども、年金の場合だって、そ及期間がないわけでしょう。間違っていたら、国はわかった時点までずっとさかのぼって払うことになっているわけですから。地方自治体がここまできじめられているのだから、これは積極的に国に働きかけて、あわよくば中央地区再開発事業の直轄事業の関係だってあるわけです。北防波堤よりも金額が大きいのだから、このあたりまでもらってしかるべきだと私は思うのです。市民の貴重なお金でやっているわけですから、国のほうのとんでもないやり方を正すという点では、もっとき然とかかかっていただきたいと思います。これは強く要望しておきます。

ところで、これに関連して、平成21年度の直轄事業負担金も予算説明書にあるのですが、4,500万円の管理者負担が出ているのだけれども、これはどうなっていますか。つい最近までは請求書が来ていないから払っていないというお話があったけれども、現在どうなっていますか。

(産業港湾) 事業課長

平成21年度の負担金の支払についてでございますが、例年 8 月には 1 回目の請求が来ることになってございます。その後、11月、2月と、3回に分けて請求が来て、その都度支払いをするというのが一般の流れになってございますが、現在、全国知事会と国との間で議論している中で、要は今回、平成20年度で詳細を開示したのですが、それと同等以上の内容の開示を、今、全国知事会のほうが求めております。その作業がまだ国のほうで進んでいないという状況でございますが、私が、今、国から聞いている話では、まず国と全国知事会との間で、その内訳の詳細について一定の議論がされて、その後、両者の間である程度の協議が調いましたら、請求事務に入りたいということで聞いてございます。

北野委員

そうしたら、今は請求が来ていないから、払っていないのですね。

(産業港湾) 事業課長

はい。

北野委員

事業は粛々と進めているのでしょうか。

(産業港湾) 事業課長

工事のほうは、現在、まだ進行中でございます。

北野委員

一般会計歳出不用額調べについて

次に、不用額について伺います。

資料を出していただきましたけれども、10月14日に出された不用額調べに基づいて、主な款別でいいですから、金額の大きいものについて説明してください。

(財政) 財政課長

10月14日付けで出しました一般会計歳出不用額調べについて説明申し上げます。

表頭のほうは、平成16年、17、18、19、20年度決算という5か年を表しておりまして、表側のほうで款項目の款ごとに提示してございます。各年度の割合は、例えば平成16年度でしたら、不用額18億4,600万円を予算金額697億8,400万円で割った額が2.6パーセントということで示しております。それで、合計ですと、平成16年度は、金額は……

(「16年度はいいです。20年度でいいです」と呼ぶ者あり)

では、20年度の主な不用額の金額について説明申し上げます。

まず、大きいものといたしまして、総務費で1億300万円、この内容として、大きなものは、税等過誤納還付金が4,500万円、それから民生費が5億6,600万円、国民健康保険事業会計繰出金が8,600万円、それから重度心身障害者医療助成費が7,000万円、それから生活保護費の扶助費が5,800万円、介護保険事業会計繰出金が5,700万円となっております。それから衛生費でございますが、9,500万円のうち老人保健事業会計繰出金が2,700万円となっております。次に、表の中段の商工費で、不用額が1億6,300万円と記述されてございますが、その主なものといたしまして、中小企業設備近代化合理化資金貸付金が1億1,400万円、同じく中小企業経営安定健全化資金貸付金が4,500万円、このようになってございます。次に、土木費で3億600万円という不用額を計上してございますが、この内訳といたしまして、主なものといたしまして除雪費で7,500万円、それから市道整備事業費5,500万円、それから住宅事業会計繰出金が3,500万円、それから建設機械整備費、これは除雪機械でございますが、この不用額として2,900万円という形になってございます。それから次に、一つ飛びまして教育費、これは1億2,900万円という不用額を計上してございますが、その主なものといたしまして、管理経費の中で小中学校の燃料・光熱水費、これが3,900万円、それから西陵中学校の擁壁改修事業費として1,800万円となっております。

北野委員

主なもので御説明いただきましたけれども、国保の繰出金が8,600万円という御説明ですが、繰出金が減った理由を説明してください。

(医療保険) 国保年金課長

一般会計から国保会計への繰出金につきましては、現在すべてルール分となっております。平成20年度におきましても、七つの項目で部分的に繰出金をいただいております。そのうちの主なものといたしまして、一つはまず事務費ですが、これにつきましては、事務費の歳出額から特定財源を差し引いた額の全額を繰り入れしていただくことになってございます。この中で歳出が約1,700万円の減となっております。これは、主には職員給与費ですとか嘱託報酬といった人件費、そのほかに国民健康保険団体連合会に支払ってございます共同電算化委託経費、さらには納付書等に係る印刷代、郵送費、そういった一般的な事務費を含めまして、1,700万円の減となっております。

それと、事務費に係る特定財源といたしまして、国なり道から調整交付金が交付されておりますが、この交付金

につきましては、御承知のとおり、昨年度、後期高齢者医療制度等の改正がございまして、そういった中で、国と北海道を合わせまして2,000万円ほど予算よりも多く交付されてございます。そういったことから、事務費につきましては、歳出で1,700万円の減、歳入で逆に2,000万円の増収になったということで、3,700万円の繰出金が予算よりも減少となってございます。

それと、項目の二つ目といたしまして、現在、保険基盤安定制度というルー尔的な繰出し制度がございまして。その中の一つには、いわゆる法定軽減に相当する額を一般会計で繰り出すという保険基盤安定分と、あわせてもう一つは中間所得層の保険料軽減、こういったことを目的として、現在、時限的に制度化されている保険者支援制度というのがございまして。この二つを合わせまして、3,900万円の減となっております。この部分につきましては、市が単体で計算して繰出金を算定するわけではなく、財源として国とか北海道の負担というのも伴いますので、国のほうから繰り出すべき額が示されます。もっと早い段階でそれが示されていれば、補正予算等で増額、減額の補正をしていたところですが、昨年度は同様に医療制度の改正の関係で、この算定上に使われている係数の中で、全国ベースの料金に基づいて算定しているケースというのがございまして、そういったことから、国から示される時期が大幅に遅れたということで、最終的には補正をせず不用額という形で処理してございます。

それから、出産育児一時金につきましては、給付した額の3分の2を一般会計から繰り出すというふうになってございます。これにつきましては、残念ながら国保加入者における出産数が見込みよりも少なかったということで、約1,000万円の減となっております。

これらを合わせまして、トータルで8,622万6,000円の減となり不用額が生じてございます。

北野委員

続いて、生活保護費の不用額の理由を説明してください。

(福祉)生活支援第1課長

生活保護費の不用額の理由ということでございますけれども、平成20年度には、医療扶助にかかわる部分において、例えば脳外科手術とか心臓手術など、一月当たり数百万円ぐらいかかります超高額医療費の発生がありました。そのほかに100万円以上かかる高額医療費が前年度に比べて大幅に増えたと、そのようなことで1億3,700万円を補正予算として組んでまいりましたが、最終的には不用額として5,800万円が生じたと、このようになっております。

北野委員

足りなくなるから補正予算を組んでもらったけれども、その補正で見込んだよりも高額レセプトなどが少なかったから、不用額が出たと、こういう理解でいいのですか。

(福祉)生活支援第1課長

補正予算の算定には、医療扶助にかかわる部分だけではなくて、生活扶助費全体を通して、年度としてどのくらい足りないかということを経算します。そういう中で、結果として、医療費も当然増えているわけですが、最終的に5,800万円の不用額が生じたということでございます。

北野委員

5,800万円という額なのだけれども、民生費全体の不用額から言えば、ほぼ1割を占めているんですね。ところで、毎年度、民生費で5億円前後の不用額を出しているのだけれども、生活保護費の不用額は、平成16年度以降でいいのですけれども、それぞれ幾らか、そして民生費の不用額に占める比率がどれくらいだったのかということ、16年度から19年度までお答えください。

(福祉)生活支援第1課長

民生費のうち、生活保護費が占める割合ということですが、平成16年度では民生費の不用額が6億円でございます。そのうち生活保護費が2億5,600万円、割合としては42.7パーセントを占めております。17年度は、民生費は6億4,100万円、そのうち生活保護費は7,100万円ということで11.2パーセントを占めております。18年度に

おいては、民生費は 4 億 6,800 万円の不用額、そのうち生活保護費の不用額が 3,200 万円ということで 6.8 パーセントを占めております。19 年度においては、民生費が 4 億 9,700 万円、そのうち生活保護費は 1 億 900 万円、構成比が 21.9 パーセント、そのようになっております。

北野委員

年度ごとで言えば、物すごく落差が大きいのです。平成 16 年度は、民生費の中で生活保護費が 42 パーセントの不用額を占めているのです。一番少ない 18 年度で 6 パーセントぐらいです。それぞれの特徴は何だったのかと思うのです。例えば、過年度はいいですけれども、20 年度の説明が先ほどあったのだけれども、高額レセプトだけでなく、いわゆるこういう時世だから、生活保護を受ける人が多くなるだろうということで、当初予算では足りないということで補正を組んだということです。ところが、そこまできなかつたということだけれども、補正を組む場合は、この金のないときだから、かなり精査して正確な見通しを立てるはずなのです。それがいかなかったというのは、生活支援課で窓口規制を厳しくして、予算を余したのではないですか。違いますか。

(福祉)生活支援第 1 課長

生活保護費の予算編成については、基本的には扶助費ごとに過去 3 年間の動向など、きっちり勘案して積算しております。生活保護ですから、当然、人の異動もありますし、世帯の動向もあります。そのほか医療扶助では、平成 20 年度については大きな支出がありましたけれども、中にはインフルエンザの発生とか、予期せぬものもあります。21 年度もインフルエンザは、こういう状況ですけれども、そういうことを考えますと、きっちり予定どおりにはないというのが実態ですが、基本的に言えば先ほど言いましたように、過去の経過を調べて積算しながらやっておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

北野委員

私が心配するのは、予算を組んでいるのに、窓口規制を厳しくして、とにかく生活保護を受けさせないという考え方が働いているのではないかと、非常に心配しているのです。そういうことはないというお話ですから、今後、苦情が来た場合、我々は精査して、あなた方の言っていることが本当なのかどうか、よく確かめていきたいというふうに考えています。

次に、商工費なのですけれども、先ほど財政課長からお話がありましたけれども、産業港湾部のほうでの不用額のお大半が制度資金のように聞こえるのですけれども、このあたりをちょっと詳しく説明し、その理由についても述べていただけませんか。

(産業港湾)産業振興課長

商工費の不用額につきましては、1 億 6,300 万円ということで、今、報告がございましたけれども、このうち制度融資にかかわる中小企業振興資金の貸付金の不用額が 1 億 5,700 万円ほどでございまして、商工費全体の中に占める割合は、約 97 パーセントでございまして、この理由ということで、御質問がございましたけれども、この制度融資の預託金は、予算上は中小企業設備近代化合理化資金貸付金と中小企業経営安定健全化資金貸付金の二つになっておりますけれども、算定に当たりますと、毎年 9 月現在の融資残高と 10 月以降、翌年の 9 月まで、1 年間どれだけ新規の貸付けがあるかということを見込みまして、既存の融資残高プラス新規の融資残高を勘案いたしまして、貸付金の算定、預託金額の算定を行っているところでございます。

今年度の不用額につきましては、中小企業設備近代化資金、これは設備系資金でございますけれども、先ほど財政課長のほうから、1 億 1,400 万円の不用額が発生したということでございますけれども、これは私どもが見込んだ新規の貸付けの 16 パーセントしか実際の融資がなかったということで、これだけの不用額が生じております。

一方、中小企業経営安定健全化資金貸付金、これは運転資金でございますけれども、これは 4,400 万円の不用額が発生しておりますが、実際、新規の貸付けのベースで見ますと、19 億 9,000 万円の融資実績がございまして、これは私どもが見込んだ貸付金の約 83 パーセントに達してございますので、不用額のお大半は設備投資がやはり市内の企業

の間で低迷をしていて、設備系資金の融資実績が私どもの見込みに達しなかったということが最大の理由かと考えてございます。

北野委員

設備系資金で大きな狂いというか、違いが出ているというお話なのだけれども、設備系資金でも物づくりのいわゆる生産のほうと、それから商店街のほうと、二つに分けたら、それぞれの利用実績はどうなっていますか。

(産業港湾) 産業振興課長

この設備系資金でございます中小企業設備近代化合理化資金貸付金、この中には設備等近代化資金、それから店舗等改善資金、それから商店街グレードアップ資金の三つの資金がございます。

平成20年度の実績で申し上げますと、設備近代化資金につきましては、2件の利用がございまして、このうちの1件がいわゆる製造業というものづくり、鉄鋼業でございますけれども、製造業に当たる企業の融資実績がございます。

それから、店舗等改善資金につきましては、その他運輸業に分類されるのですけれども、通信業が1社、飲食業が1社ということで計2件の利用がございました。

それから、商店街グレードアップ資金につきましては、20年度におきまして利用実績はございません。

北野委員

地元の景気の動向というのがここにも反映していると思うのですけれども、制度資金のいわゆる貸付け要綱というのは、一時いろいろと実態に合うように改定したとも伺っていますが、現時点で市内の経営実態に合わせて改善する必要はないのかどうか、あるいは金融機関等と話し合う必要がないのかどうかという認識についてはいかがですか。

(産業港湾) 産業振興課長

市の制度融資に対する改善の考え方についての御質問がございましたけれども、私どももこれまで、その時々々の経済状況に合わせて、制度融資というのは改善してきております。直近で申し上げますと、マルチ資金という一番多く利用されている制度資金がございますけれども、平成19年度までは、融資期間の短い長いにかかわらず、一定の金利で融資を実行してございましたけれども、最近の市内の融資状況を見ますと、比較的つなぎ資金的に短期で使われるケースが多いということでございましたので、このマルチ資金につきましては、5年未満と5年以上ということで利用区分し、それと利率の区分を設けまして、比較的、中小企業者の皆様に短期資金として、利用しやすいような形で便宜を図ったところでございます。

現在、制度融資として改定を検討しているものでございますけれども、この制度融資につきましては、もとにしている金利がいわゆる長期プライムレートというものを使ってございますけれども、長期プライムレートと短期プライムレートを使っている自治体がございます。長プラはどちらかという景気の変動に関わりなく動いておりますけれども、短プラのほうはどちらかという景気の変動に合わせて比較的、短期に変動しておりますので、市としてどちらのプライムレートを使うことが実態に合っているのか、中小企業者の皆様が利用しやすいのかということがあり、今、小樽商科大学の教授ともワーキンググループの中で、今後、どちらを使っていくことが市の融資制度として適切かどうかということを検討したいと考えているところでございます。

北野委員

商工会議所や関係業界の意見も聞いて、改善の必要があるのであれば、使いやすいように改善していただきたい。

この問題でもう一つ伺っておきたいのは、新政権の亀井大臣が、借入金の3か年の返済猶予、金利を含めて必ず実現するのだと、例の調子でおっしゃっておりますから、地元の方は大変期待しているのです。その場合、市の制度融資も当然、対象になると思うのですけれども、その場合に、市として受ける影響はどういう分野で、どういふふうになるのか説明してください。

(産業港湾) 産業振興課長

制度融資の関係で申し上げたいと思うのですが、現在、案として出されているその返済猶予の仕組みでございますけれども、中小零細企業に対して最長 3 年間、借入金の元本返済を猶予するという案が示されているところでございます。仮にこれが実現された場合につきましては、先ほど答弁申し上げましたけれども、市の制度融資の預託金につきましては、現在の融資残高に、新規融資の融資残高を加えて、これをベースにして預託金というものを算定していくわけですから、3 年間返済が猶予されるということは、元本が減らなく、今後 3 年間に融資を受ける分がそのまま積み重なっていく形になりますから、市としては、このままいきますと、金融機関に対する預託金の額が増えていくというふうに想定しております。

これで市が受ける影響でございますけれども、仮に 1 年間、預託金を一時借入金で措置した場合については、その期間、預託金が増えるわけですから、市としては金利負担が増えるのではないかと考えているところです。

北野委員

一時借入金で預託金を全額用意しているのですか。

財政部長

預託制度なものですから、年度当初にこの預託金を原資というものを預けなければなりませんので、そのときの資金繰りの問題として、そのときの不足する財源については、一時借入金を起こしまして、手配しているということでございます。

北野委員

やり方はわかったのだけれども、現在の預託金を一時借入金で措置しているのは、総額が幾らで、そのうちの幾らなのか。そして、金利は幾らとなっていますか。

(財政) 財政課長

詳細を調べて、後ほど。

北野委員

答えられないのなら後で教えてください。

それで、今、お答えがあったように、一時借入金の利息が新たな負担になるということだけは、比率は別にしても、素人でも想像がつくのです。こういう場合に、亀井大臣は関係者に迷惑がかからないようにして、中小企業に便宜を図りたいというふうにおっしゃっているわけだから、自治体に対しても、金融機関に便宜を図るのと同じように、金利の負担分について面倒を見てくれということは言っただけかと思うのですが、そういう決意はありますか。

産業港湾部長

担当分野から答弁いたしますけれども、具体的にどういう内容になるかまだわかりませんが、今、一定程度のシミュレーションの中では、こういうことが予想されるだろうということで答えましたが、この制度融資については、小樽市だけがやっているものではございませんから、道内の多くの自治体あるいは全国の自治体が入っている制度で、中小企業の対策のためにやっていることですので、これは少なくとも我々も道内の各市の実態を調べるとともに、どういうふうな対応をしていくべきか十分研究をして、そして市長会に要望していくべきものであれば、当然していかなければならないと考えております。

北野委員

ぜひ今言ったことを実現するようにしていただきたい。

次は、土木費の不用額が 3 億 600 万円ということなのですが、この内訳について、除雪費は雪が降らなかったから説明はいいです。それで、市道整備事業に 5,500 万円と先ほど言いましたか。わずか 2 億数千万の市道整備のうち、5,500 万円も不用額を出しているのは、どういうわけですか。

建設事業課長

市道整備事業は、市道の老朽化した道路とか、側溝の整備をしている事業なのですが、昨年度、工事費 2 億 7,000 万円に対しまして、ゼロ市債で 8 路線 6 本、それから通常で 17 路線 16 本の工事を発注しました。それで、設計額の総額が 2 億 6,467 万 3,000 円のところ、落札額が 2 億 596 万 3,000 円ということで、平均落札率は 78 パーセントにとどまりました。その結果、5,890 万円の入札差金が出ましたが、その後、設計変更等も行いまして、最終的に入札差金として、事業費ベースで 5,500 万円が生じたということでございます。

北野委員

わずか 2 億 7,000 万円の中から、落札率が 78 パーセントということにしても、5,500 万円も余っているのですから、道路の整備は物すごく要望が強く、我々が取り次いだって、金がない金がないと言って、建設部は相手にしていないでしょう。与党の議員はどういうふうになっているのかわかりませんが、野党である私たちが言ったら、新規は全然受け付けられないのだから。ですから、こういう要望は、我々を通さないでも、直にも、町会その他からも、山と寄せられているはず。金額は 5,500 万円かもしれませんが、どうしてそういう要望が、皆さんのところに届けられているのに対応しなかったのですか。

建設部副参事

今、たくさんの要望がある中で、入札差金を使用せず、なぜこれだけの額を不用額にしたのかということですが、予算は建設常任委員会において報告している工事箇所について措置しており、それを実施したわけです。先ほど担当課長から言いましたように、建設部といたしましては、財政状況が非常に厳しい中、当該年度の目標については予定通り発注することで一定程度達成できているとの観点から、入札差金をすべて使うということではなく、原則的には新たな発注は行わないということでやらせてもらっております。その結果として、入札差金の分は不用額となっております。

北野委員

説明にならないでしょう。今まで財政状況が厳しいというのはどこも同じだけれども、そういう中でも市民要望があるから、必要だからと補正予算を組んでやるなんていうことは、日常的にやっているわけでしょう。時期的に考えたって、河川の改修等はこれからだって、雪が降ったって、いくらでもできるのです。毎回やっていることですから。ですから、平成 20 年度でこれだけ余ったら、市民要望にこたえるため、できるだけこういう市道整備については不用額を出さないように努力するのが原課の役目ではないですか。財政部に屈しているのですか。

建設部副参事

工事を発注するというにおきましても、最初から不用額が出るということはわかっていませんが、入札した結果、差金は出ております。その後、工事を発注した後に、当然いろいろな現場の状況の中で、設計変更等が起こって、それが終わった後、最終的に見定める形にはなるのですけれども、時期としては設計を組んで 5 月とか 6 月に入札しても、工事が終わる段階ではやはり 8 月とか 9 月になっています。それから新たな工事を発注するにしても、次の工事が終わるまでの間に、まず新しい工事の場所を用地を含めて調査をして、積算をして、それから発注の事務手続をして、工事を発注しており、特に道路の場合は、降雪時期の前までに完成させたいという我々の考え方があるものですから、その工期的なもので課題があるということです。

北野委員

そう言って素人の私をごまかせるというふうに考えているかもしれないけれども、そうはならないですよ。季節柄、雪が降ったら、道路の工事がなかなかできないというのは私もわかります。さらにやるとすれば、除雪費なども上積みしなければならぬから高くつくから、そういう場合はいろいろ方法があるのでないですか。繰越明許とかその他の方法をとって、翌年度に財源を繰り越すということはできるでしょう。どうしてそういうことをやらないのですか。

財政部に尋ねますけれども、5パーセントなり10パーセントの管理経費の削減は、こういう事業費も含めてやれという指示だったのですか。

(財政) 財政課長

この執行残の工事費の不用額と、私どもが各部にお願いした事務的管理経費の一般財源10パーセント相当の執行留保ということは、直接関係はございません。

北野委員

財政部は削れと、一般論を言っていればいいけれども、昨日の教育委員会でないけれども、中島委員の質問に、教育委員会の予算の中で、図書の購入が大半だから、10パーセント削るとなれば、図書費そのものを削らなければならぬ。だから、事業費を削らぬと、財政部の要望にこたえられないということがあるのではないか。建設部は、財政部からこのことについて、どういう話合いをして不用額としたのですか。

財政部長

なかなか原部で苦しい思いがあつてのこととしますので、私から答弁させていただきますけれども、基本的にこういう財政状況にありますので、毎年度、私どもからお願いいたしますのは、当初予算で予定していた事業が予定どおり執行できて、その結果、残った予算については基本的には残していただきたいとお願いをしております。そういうことを受けて各部で、昨日、教育委員会もありましたけれども、教育委員会はそれになお踏み出して協力していただいたと非常に感謝しておりますけれども、建設部のこの件は、ただいま言いましたような財政部の思いを、方針を酌み取っていただいて、予定の事業が終わったので残していただいたというふうには思っています。その後も建設部のほうとも相談しているのですけれども、予定の事業が終わった、翌年度あたりで全部完成できるというものについて、可能であれば年度内に執行してしまおうとか、そういうことも含めて随時相談しながら対応しておりますので、その辺のことについては御理解いただきたいと思ひます。

北野委員

だから、今後、私どもが少なくとも取り次ぐ新しい事業について、やらないなんて言わせないからね。いいですか。覚悟しておいてください。

ところで、今の問題にかかわるのですが、不用額が平成20年度で15億円も出ているわけです。最近、15億円前後、15億円台もずっと続いて、その前は18億円のときもありましたけれども、このままでいったら平成21年度も15億円くらいの不用額が、今の姿勢でいったら間違いなく出るのです。

そういう点でちょっと伺いますが、本年の3月に見直された財政健全化計画の収支計画は、20年度からの累積収支の改善の予定がずっと24年度まで出ているのですけれども、20年度決算で言えば、予定よりどれくらい改善されていますか。

(財政) 笹山主幹

平成20年度の健全化計画上の累積収支については、12億2,000万円ほど見ております。それが決算によって5億6,000万円ほど改善されています。

北野委員

だから、収支計画より5億6,000万円くらい改善されているわけでしょう。そして、市長の腹の内はわからないけれども、私から言えば、市長は、病院の建設やその他もあるから、あわよくば平成21年度で累積赤字を全部なくしたいと、そういうふうには思っているのではないかとと思われるも仕方がないのです。そういうことで財政健全化計画は、きちんと国や道に了承していただいているものですから、このまま進んでいっても24年度は累積赤字がなくなるのです。もう5億6,000万円ほど改善されているのだから。一般会計における財源不足の点からいって、議会で説明があるときは、不用額については触れていないわけですが、少なくとも21年度は15億円くらい出るというふうによれば、あなた方の腹づもりからいって、決算見込みはどうなりますか。

財政部長

約半年が過ぎまして、残り半年の要素としては、税収と、大きなところでは除雪かと思います。平成21年度の単年度黒字の目標を1億1,600万円ほど掲げておりますけれども、確かに毎年度15億円あるいはそれ以上の不用額が、歳出予算では出ておりますけれども、先日も申し上げましたが、歳出に不用額が出ることで、歳入の補助金とか起債とか落ちる部分もございまして、15億円という額がそのまま残るといふことにはなりませんけれども、一定程度、不用額は出ると思います。ただ、歳入、歳出にも不確定な要素がありますので、その1億1,600万円の単年度黒字が確保できるかどうか、現状ではなかなか申し上げにくい状況にあると考えております。

北野委員

今の答弁に二つ疑問があるのです。

前段、部長がおっしゃったことがあるから、私は不用額を出さないように事業をやれと言っているのです。そうすれば、交付金とか補助金というのがきちんと予定どおり確保されるのでしょうか。だから、自分で自分の首を絞めるようなやり方をしているのです。

それから二つ目、平成21年度は収支計画で言っている1億1,600万円の単年度黒字を出すのが難しいなんて、よくそういうことをこの議会の場で言えますね。私は、これは相当、累積赤字を解消すると思うのです。1億1,600万円どころでないと思うのです。それを、厳しいからということで締めておいて、ふたをあけたら、また5億円、6億円という単年度黒字を出して、全部なくなるかどうかはわからないけれども、累積赤字解消に大きく貢献するという年度になるのではないかと私は思うのです。あなた方は、そういう財政運営をやっているのではないですか。財政部長はどうですか。

財政部長

2点について説明させていただきますけれども、前段のほうの、歳出予算を使えば歳入も来るのだからと、歳入も……

（「いや、すべてとは言わないよ」と呼ぶ者あり）

なれば一般財源も使うわけですから、私が申し上げているのは、不用額が出れば、これに伴う補助金や起債も入らなくなる。ということは、一般財源もその部分は使わなくなるということで、それが剰余金として出ていくと申し上げています。

それと、1億1,600万円の単年度黒字が難しいというのは、私としては今の段階でその動向は申し上げられないという意味で、まだ累積赤字を抱えている状況でございますので、先ほど一気に解消するつもりだったのではないのかというお話もありましたけれども、気持ちとしては、できるものであればそれにこしたことはないと思っておりますが、現実問題はそこまで難しい状況にあります。

北野委員

今、申し上げたとおりですからね。第4回定例会、それから第1回定例会の補正予算で、必要なもので組めるものはぜひ盛り込むようにして、市民要望にこたえていただきたいということを申し上げておきます。

各市の固定資産税の滞納繰越額について

それから、一昨日の監査委員への質問にかかわって、財政部のほうにお尋ねしますけれども、固定資産税の滞納繰越額について、類似都市との比較を伺ったら、手元がないということで、答弁は保留されています。それで、類似都市で固定資産税の滞納繰越額は、平成20年度で言えばどれぐらいなのか、改めてお答えいただきたい。そして、そのときに、滞納額、例えば札幌市は幾らというふうにしても、財政の規模が違うから、何か基準になるものを示してパーセントでもお答えいただけませんか。

（財政）税務長

現在、各都市で決算議会を迎えていて、平成20年度の決算等が報告されております。私どもが集めた中では、札

幌市、小樽市を含め、10市ほどで20年度の固定資産税の滞納額の調定額を示しております。その中で、札幌市では47億円ありますし、函館市では10億円、苫小牧市7億3,000万円、江別市3億8,000万円、旭川市17億円、帯広市13億円、釧路市13億円、北見市9億7,000万円、室蘭市5億2,000万円、小樽市約23億5,000万円、合計しますと152億3,000万円ほどになりますが、全体的に、これは調定額ですので、予算額の中で調定額をすべて予算額に盛り込んでおりませんので、それらのことについては一切わかりません。また今後、調べてみたいと思いますけれども、こういうような10市の中では、全体的に大きいところを申しましたけれども、そのうちの30パーセントほどを札幌市が占めているという中、それと2番目に多いのが小樽市で15パーセントほどとなっております、こういう状況の中から見ますと、小樽市は大体10万都市を超えている中では多い率であるということは……

(「最高でしょう」と呼ぶ者あり)

札幌市の次に多いということはわかっています。

北野委員

札幌市は規模が違うからね。しかし、札幌市で47億円ということで、小樽市は23億円だから、小樽市のほうが固定資産税の滞納繰越しが全道で群を抜いて比率が高いまちなっているのですよ。監査委員のほうはそういうことを知らなかったのですか。それで、知らないで、現年度発生する分だけを見ていたから、審査意見書の中に載せていないということなのですか。今の税務長の答弁を聞いて、改めて、これは木野下監査委員でなくて、前田監査委員に御見解をお伺いしたい。

(財政) 税務長

その前に、こういう資料ですけれども、我々が毎年、小樽市の市税の概要ということで各市に情報を提供し合っておりますので、こういうような資料といえますか、数値を拾い集めるということは作業できますけれども、これを私どもが押さえておいて監査委員に資料を提供したこともございませんので、監査委員のほうも初めて聞いたことだと思います。

前田監査委員

北野委員の質問にお答えいたします。

確かに、小樽市は23億円、札幌市が47億円ということで、金額は札幌市のほうが多いわけでありましてけれども、御指摘のように、小樽市の固定資産税の規模から見ると、確かに小樽市のほうが上位になるということは……

(「上位でなくてトップでしょう。ワースト・ワンだよ」と呼ぶ者あり)

今後、監査の意見書等につきましては、こういうことも詳細に表せるように善処していきたいというふうに思います。

北野委員

善処していきたいということですね。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 45 分

再開 午後 4 時 00 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

井川委員

差押えについて

差押えについてお尋ねいたします。

差押えは、大変厳しい仕事ではないかと思うのですけれども、平成20年度に差押えをした内容についてですけれども、件数と金額をお知らせください。

(財政) 納税課長

平成20年度の差押えについてですけれども、まずは預貯金等が863件に充当額は4,150万円、それと不動産が28件、充当額は、これは差し押さえしただけでしたので、ゼロでした。それと、給料、年金等ですけれども、これが198件、1,273万円、それと所得税還付金が108件で479万円、道税還付金が27件で41万円、その他ということで生命保険等が20件で402万円、合計1,244件、6,347万円の充当を行っております。

井川委員

大変な数で、御苦勞されたのではないかと思います。これも差押えがなければ、6,347万円は充当できなかったと思っているのですけれども、それでこれは公売して換価するのですけれども、その方法についてお知らせください。

(財政) 納税課長

公売につきましては、今年度からインターネット公売というヤフーオークションのシステムを利用して、動産を何点が公売して換価しております。今までに3回行いまして、1回目には大皿ほか6点の動産を公売いたしまして、6点とも落札し、市税に4万5,990円を充当しました。2回目は、7月に行っていますけれども、ソ連製の電気ポットほか15点の動産を出品しまして、そのうち9点が落札して、このときは14万4,310円を市税に充当しております。次に、3回目ですけれども、このときに急す等の動産を11点出品しまして、動産8品が落札しまして、市税に9万700円充当しております。このほか、3回目には不動産を初めて公売したのですけれども、これは申込件数はあったのですけれども、落札までは至っておりません。

井川委員

ヤフーのオークションですけれども、市は何回参加していますか。

(財政) 納税課長

ヤフーのオークションにつきましては、平成21年度は年8回実施を予定しております。これはヤフーオークションが勝手にしていることなのですけれども、そこに、市は3回参加しまして、4回目も今、参加しているところでございます。

井川委員

このオークションでしか競売できないので、インターネットを接続していない人は、買いたくても買えないわけなのです。それで、インターネットオークションがあるといっても、高齢者などはちょっとお金のあっても、パソコンを持っていない方がいらっしゃるのです。ですから、裁判所はオークションはやっていないと思うのですけれども、市はインターネットオークションと併合して何かするということは考えていませんか。

(財政) 納税課長

動産と不動産のところにつきましては、今までは全然やっていなかったのですけれども、原因の一つとしましては、動産を市で売るようになりまして、入札する方が少ない、あまり広まらないということがあったと思うのですけれども、今、ヤフーオークションに伴ったインターネット公売だと、大げさなことを言えば、全世界に発信されるわけです。例えば、1回目にやりました大皿というのがありますけれども、それは1,000円を出したものが2万6,000円にまでなりました。これが小樽だけでやっていたら、恐らくだれも見に来なくて終わったのではないかと思います。ただ、そういう点からいうと、インターネット公売で広く買取してもらうということでは、これからもやはり進めるべきだとは思いますが、あと、今言いましたパソコン等がなくて、インターネット公売に参加できない

のではないかという心配につきましては、3 回目に、これは実際に小樽市であったのですけれども、新聞記事等で知られたのだと思うのですけれども、納税課にいらっしやいまして、パソコンがなくてできないということで、一応こちらである程度の ID とか参加申し込みを手伝いしまして、たまたまメールアドレスはお持ちでしたので、そこに入札とかの案内が行くようにしまして、あと、支払いにつきましては、クレジット、現金どちらでもいいということになっていますので、その時は、2 点ほど急すを落札されましたので、それは現金で納めてもらって、現物をそのまま渡すということを実際にやりました。ですから、これからもしそういう依頼があれば、今回は突発的にやったのですけれども、もうちょっと整理して、パソコン等を持っていなくても、何とか納税課に来てもらって入札ができるような仕組みを整備していきたいと思っております。

井川委員

やはり何といっても、今、結構、中年の方でパソコンを持っていなくてもお金を持っている方がいらっしやいますので、そういう方に買っていただくためにも、ぜひ併用していただきたいと思います。

それで、残った物件に、例えば不動産なんかがありますね。そういう残った物件については、どうなさっているのですか。

(財政) 納税課長

不動産につきましては、3 回目に出したものをまた今、4 回目のオークションに出しているのです。これは値段を多少下げて、また公売にしております。それと、動産につきましては、2、3 回程度やって、どうしても落札にならないものについては、差押えを解除して持ち主に、お返しするということがあります。

井川委員

その返すというのが、ちょっと私たちには理解できなかったのです。もし例えば 100 万円で公売にかけたもので、1 回目がだめでも、次に少し値段を下げて公売にかけるといことにはならないのですか。そして、返さないで、何とか売却するというか、落札してもらおうというふうな方法にはならないのですか。

(財政) 納税課長

不動産につきましては、今言いましたように、ある程度値段を下げていって、買っていただくような形で行っています。動産につきましては、見積額 1,000 円からやっていますので、それでも落ちない場合、やはりそれだけ価値がないということで、差押えを解除してお返しするしかないのです。というのは、こちらで持っていますと、なくしたり壊しても困りますので、解除してお返ししているということです。

井川委員

あの滞納額を見たら、やはり年々、差し押さえをする件数が増えるのではなからうかという気もいたします。この不景気でまた少し滞納額が増えているのではないかと、懸念しておりますけれども、差し押さえをする基準、例えば 30 回行ったけれどもだめだったとか、50 回手紙を出してもだめだったとかと、そういう基準みたいなのはあるのですか。

(財政) 納税課長

基準というものはないのですけれども、交渉する中で、例えば担税能力はあるけれども、交渉しても全然反応がないという場合には、やはり悪質とみなしてある程度そういう場合は差し押さえをしております。

井川委員

お金があっても払わない、財産があっても一切、売って納税をしようとしなない、そういう人を悪質と見て、本当にお金のない人については、不納欠損というか、あきらめるといこと、そんな方法になるような気がするのです。ですから、できるだけ小まめに、何回も何回も出向いていらっしやるでしょうけれども、あきらめないで、ぜひ差押えのほうはあまり手を緩めないで頑張っていたいただきたいと思います。

成田（晃）委員

水産業関係について

それでは、質問を一つに絞って、水産関係でやらさせていただきます。

小樽地区の密漁防止対策協議会は、どのような事業をやっておられますか。

（産業港湾）水産課長

小樽地区の密漁防止対策協議会でございますけれども、これにつきましては、石狩湾、小樽市、それから後志管内の漁業協同組合、それから市町村が関係してございまして、市町村としては11市町村、漁協としては8漁協が関連してございます。

そこで行っております主な事業でございますが、まず啓もう普及活動、これはポスターとかチラシとかの作成・配布、立て看板の作成、密漁防止巡回指導、漁場の監視体制の整備促進、それから取締り機関との連携、そういったことを主にやってございます。

成田（晃）委員

監視体制を強化していかなければ、どうしても密漁というのはなくなる状態かと思えます。また、海のものというのは、ウニ、アワビ以外に海藻があるわけですが、これについても密漁の対象になっているわけですが、それはどういうふうに考えていますか。

（産業港湾）水産課長

今、委員がおっしゃいましたとおり、確かに魚介類、そのほかに海藻類も大変、漁民にとっては貴重な財産でございますから、そういうものを含めまして、やはり監視活動を強化していくということでございます。

成田（晃）委員

監視体制を強化していくとなったら、1年じゅう監視をしていかなければならないという状況になっていくと思うのです。それにはやはり雇用対策の面から、今年の夏に雇用対策の中で要望を上げたことがあるのですけれども、その対策の中にぜひ取り組んでほしいと思えますけれども、水産課としてどのように考えていますか。

（産業港湾）水産課長

緊急雇用促進推進事業ということで、先週、可決されましたけれども、今回も緊急雇用促進推進事業の中に、浅海資源保護管理事業ということで、10月1日からですけれども、ちょうどアワビが解禁になりまして、そのアワビもいわゆる種苗放流を行っておりますけれども、それが中には悪い方がいて、盗んだり、荒らしているということがございます。それで、今回、この緊急雇用を使いまして、特に銭函、それから祝津、こちらの方面に巡視のパトロール員を配置しました。これは10月から2月の間、特に夜が多いものですから、夜9時から朝の5時まで、これを2人ずつの体制でパトロールを行って、資源は非常に重要なものですから、それを守っていくということにさせていただきます。

また稚貝とかも当然守っていかなければなりませんし、海もこれから来年の夏のことも考えていきますので、もしその緊急雇用をさらに利用ができるのであれば、もっと監視を増やしていきたいと思っております。

成田（晃）委員

海を守る人間というのを、やはり通年雇用をすることにより、働く場を広げてあげることで、小樽市もかなり潤えるかと思えます。そしてまた、漁業者にとってもプラスになっていくのではないかと考えられますので、ぜひこれは事業を展開してほしいと思っております。

それと、沿岸漁業振興事業費補助金と出ていますけれども、この事業内容を教えていただきたいと思えます。

（産業港湾）水産課長

沿岸漁業振興事業費補助金ということで、555万円ほど計上してございますけれども、この主なものにつきましては、まず、漁船主責任保険助成事業というのがございます。これはいわゆる沿岸漁業の振興を図る上で、どうし

ても漁船船主責任保険という保険料を払って、漁船の船主の方々の保険料の負担を、今、図ろうとしているものでございまして、これにつきましては、特にプレジャーボート等の衝突事故といったことが考えられますので、それに備えるために必要なものということでございます。それで、小樽市といたしましては、まず、船主責任保険の隻数の保険料の約50パーセントを補助しております、平成20年度におきましては、額といたしまして208万4,000円ほどの補助をしております。

それからもう一つございますのは、沿岸漁業のほうのいわゆるアワビの種苗とかウニの種苗、こういった放流を小樽市漁業協同組合がやっておりますので、それに対しまして一部補助を行うということでございます。

成田(晃)委員

これも大事な漁業者対策なのです。海というのは、昆布が育たなければ魚介類も育たない、そういう中で一生懸命漁場を広げながらやっているわけなので、それも含めて沿岸漁業に対してもっと助成をしていただきたいと思えます。1次産業の方々は、本当に小樽経済の根幹をなすわけですから、1次産業が発展しないと経済が発展しないと思えますので、この辺をしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、これから後継者問題、漁師の後継者についても、どんどん育成していくような施策をしていただきたい。後継者については、指導を強化し、きちんとした研修をすることによって、後継者が増えていくと思うのですけれども、後継者に対してこの4万5,000円しか見ていないのですね。もう少し見ていただきたいと思っているのですけれども、後継者問題に対してはどのような考え方で今後進めようとしていますか。

(産業港湾)水産課長

平成20年度は確かに4万5,000円というわずかな額しか出てございません。これは、小樽市漁業協同組合の青年部及び小樽水産加工協同組合の青年部の2団体の方々が先進地の視察をするとか、自主的な研集会を行うといったときに幾らかの補助でもしていこうということで行ってございます。20年度につきましては、水産加工等協同組合の青年部では、そういった事業がございませんでした。漁業協同組合青年部が、たまたま伊達市と室蘭市を先進地視察をいたしまして、その経費のうち4万5,000円分を市の交付金で補助したということでございます。これは、1団体につき事業費の2分の1以内を補助するということになってございまして、漁業協同組合の青年部はそのうち7万5,000円、それから水産加工業協同組合については、2万5,000円ということで、合計10万円の予算は毎年見ているのでございますけれども、先進地視察は行く場所によって、あまり旅費等がかからないということもございまして、20年度は4万5,000円で終わってございます。ただ、19年度につきましては、やはり漁業協同組合の青年部が宮城県塩竈市に行っておりまして、そのときは7万5,000円ということになってございますので、そのときの先進地の場所によりまして、額が決まってくるという形になってございます。

成田(晃)委員

小樽市も後継者がどんどん減っているような状態かと思うのですけれども、実際に漁業を営んでいる中で、これは後継者になっていくと思われる人が、どこの漁協に所属しているのか、小樽市内でどのぐらいの後継者が育っているのですか。

(産業港湾)水産課長

詳しい資料をちょっと持ってきてございませんけれども、私が聞いたところによりますと、例えば忍路漁港地区には意外と若い方の漁業者が育っているようです。中には水産高校出身の女性の漁業者もいるというふうに聞いてございますので、これから意外と多くの若い方が育っていくのではないかと考えております。ぜひとも先ほども言いましたけれども、いろいろな先進地を見ていただいて、新しい漁業といいますか、とる漁業ばかりでなく、育てる漁業のほうにも目を向けていただくような若い人が育ってほしいとは思っております。

成田(晃)委員

何回もくどいように言いますが、1次産業の中で後継者を育成していくという考え方をもっと大事にして

育ててほしい。ぜひ水産関係、そして 1 次産業全体に対してもっと力を入れてほしいと思っておりますが、産業港湾部長は、どのように考えていますか。

産業港湾部長

漁業に限ってまいりますと、今は正組合員が 200 人ぐらいしかおりません。かつてはまだ多かったのですけれども、どんどん減ってきている状況です。組合の幹部に話を聞きますと、減っているにもかかわらず、なかなか後継者をどうしようかという緊迫した声があまり上がってこないという話も聞くのです。これはやはり性格上、共同漁業権についてはいろいろないそ周りだ、あるいは刺し網だといって、鑑札をもらってやりますから、1 件減れば、自分のとことで 1 件分多くとれるのではないかと、いろいろなことがあって、穴があいた分を新しく入れることを必ずしも好ましいというふうに漁業者の皆さんが考えているかどうかということも、正直言っているのです。この辺がやはり後継者をつくっていくことが難しい部分があります。

それと、例えば息子だったらすぐ後継者になる。娘婿もなれますが、他人はすぐはなれない。年月がかかる徒弟の修業みたいなものです。それでやっと準組合員になって、まあまあこれなら大丈夫というようになって初めて組合員になっていけるというようなことで、そういうシステム的にもなかなか時間のかかるような仕組みになっていることがあるのです。

ただ、おっしゃったように、小樽の海産物というのは非常にいいものがとれて、新鮮で、たくさんの市民や観光客に喜ばれるものがいっぱいありますから、こういったものをやはり絶えさせることはできません。ですから、今は厳しい状況の中でみんな頑張っている。水産課長が言ったように、忍路は本当にこれから漁港も何とか整備してほしいと。若い 20 代とか 30 代も育ってきているのです。だから、そのためにも頑張してほしいというふうに市もお願いされていますから、今のこの状況は厳しいですけれども、できる限りの支援はさせていただきたいと思っています。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

自動販売機設置料について

使用料・手数料の件で若干お伺いをしたいと思います。

使用料・手数料ですけれども、本年度、見直しをしまして、3,000 万円ほどの増収を見込んでいるということであります。これは平成 17 年度見直しをしまして、16 年度からは 2 億 1,000 万円ほど増収をしました。この 4 年間でどんどん減っていったわけですけれども、この金額とまた主な減収、増収、要因など、科目について教えていただけますでしょうか。

(財政) 笹山主幹

使用料・手数料の平成 16 年度からの推移でございますけれども、まず 16 年度は、使用料・手数料合わせまして 9 億 9,400 万円、それから 17 年度は 12 億 1,300 万円、18 年度は 11 億 9,000 万円、19 年度は 11 億 300 万円、20 年度は 10 億 7,400 万円、21 年度の予算につきましては 10 億 5,300 万円となっております。

主な内容でございますけれども、使用料・手数料につきましては、財政の健全化対策として、16 年度に住民票あるいは税の証明手数料などを改定しておりまして、さらに 17 年度については、施設使用料の全面的な見直しを行うとともに家庭ごみの有料化、それから上下水道の全面的な見直しなどをしておりまして、17 年度は大幅な増収となっております。使用料・手数料の全面的な改定というのは、昭和 59 年以来していなかったわけですから、この 21 年度の 4 月 1 日に全面的な見直しを行っております。

減少傾向になっているのですけれども、実は 19 年度に、ごみの埋立処分手数料というのが、毎年 9,000 万円近く入

っていたのですけれども、19年度に北しりべし広域クリーンセンターが供用開始したことに伴いまして、今まで埋立処分していたごみがクリーンセンターの焼却に回っている状況で、9,000万円ほどこの収入が落ちておりまして、これを考えますと19年度7月から職員の駐車場有料化ということもしているものですから、大体平均して安定的に収入が入ってきているということにはなっております。

千葉委員

各項目の細かい説明のところを見ますと、応益負担ということで利用者の方の負担とか、さまざまあります。歳入の総額から見ると決して大きいとは言えない使用料・手数料でありますけれども、安定的な収入としてこれから新たな取組なども必要なのではないかと思います。

この中で1点、自動販売機設置料というのが項目にありまして、この件について若干お伺いをしたいのですが、平成20年度決算の中で、いろいろなところでこの設置料の記載があります。現在、この自動販売機の台数と、全体の金額というものはお幾らぐらいになっているのでしょうか。

(財政) 契約管財課長

自動販売機の台数と使用料についての詳細でございますけれども、小樽市の中で売店などの使用料の場合は、自動販売機分の使用料が含まれているケースと含まれていないケースなどがありまして、現在、契約管財課として自販機のみ正確な数字については押さえてございません。後ほど原課に確認をしまして、連絡したいと考えております。

千葉委員

わかりました。

それでは、ちょっと決算説明書をさかのぼってみますと、以前はこの自動販売機の設置料という項目がなかったものですから、これはいつから徴収されるようになったのか、また単価についても教えていただけますでしょうか。

(財政) 契約管財課長

現在の使用料に至った経過ということでございますけれども、平成17年度までは、自販機の占用面積と施設全体の面積や土地の価格などから、自販機分の使用料を算定してございました。18年度から、財政再建に向けてということで、他市の事例なども参考にしまして、公有財産のストックを再編しまして、市として自動販売機を設置する目的で行政財産を使用する場合における当該行政財産の使用料は、1台につき年額1万8,000円というふうにしたものでございます。

千葉委員

中身を見ますと、今、1万8,000円というお話がありまして、金額が多いところはそれで割ると台数が若干出てくるかと思うのですけれども、1万8,000円ではない場所もあるのですが、この辺の違いはどういうことなのでしょうか。

(財政) 契約管財課長

1万8,000円で割りきれない関係については、年度途中に入ったものなど、やはりちょっと特殊なケースとしてあります。そういう部分で端数が出ているということでございます。

千葉委員

先ほど、その台数等についてはまだわからないということだったのですけれども、これはどのような契約の下で設置が可能となるか、教えていただけますか。

(財政) 契約管財課長

市が所有する施設に自販機を置きたいということで申請がございまして、そこに置けるだけのスペースが確保できれば、これは行政財産の目的外使用許可ということで、市のほうは許可するという流れでやっております。

千葉委員

そうしましたら、ある業者がここだと利益が上がるので、ぜひ置かせてほしいということで契約をするということなのですが、例えば契約の更新という部分では、何か期限の決まりというのはあるのでしょうか。

(財政) 契約管財課長

基本的には契約ではございませんで、許可なのですけれども、許可そのものは設置者ごとに単年度で許可をするという形になっています。

千葉委員

例えば非常に売れている場所だと、A 社がずっと許可を受けていたところに、B 社がぜひうちもその場所に設置をしたいという申請があった場合に、どのような基準で判断をされているのか、教えていただけますか。

(財政) 契約管財課長

従前の設置者のほかに、新たに設置者が現れた場合ということでございますけれども、施設に設置するスペースの余分があれば、それは当然新たに許可をしていく方向にはなるとは思いますけれども、実際、限られたスペースで、では競争させるのかということになれば、一つの例として、公有財産規則の中で、市長が必要と認めるときは、他の算出方法により算出した額を使用料とすることができるということになってございますので、そういう意味では総合博物館で公募により設置者を設定して、このときに条件をつけたというケースもございますので、そういう方法は競争という意味では可能ということでは考えております。

千葉委員

今、公募というお話もありましたけれども、非常に報道で大きく話題になった大阪府は、五百何十倍でしたか、定額制から入札制にすることで、増収が見込めたというお話も出ていまして、また最近だと佐賀市でも、1 台 2 万 5,000 円の定額制だった自動販売機の設置料が、190 万円にはね上がったというケースもあるそうなのです。地方自治法の改正で、行政財産の市有地を民間に貸しやすくなったという部分があって、道府県やいろいろなところで、今、行われているそうなのですけれども、小樽市として、やはり今言ったような定額制から入札制にするとか、市民の皆さんにも使用料・手数料に関して若干負担をいただくような見直しが 4 年ごとに行われるということを考えれば、本当にその自動販売機の設置料も 1 年間 1 万 8,000 円というのは安いのか高いのか、ちょっと私は判断がつきませんけれども、ある意味、入札を考えていくのも検討の余地があるのではないかというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

(財政) 笹山主幹

現在、平成 24 年度に、赤字解消を目指す財政健全化計画に向かって進んでいる中なのですけれども、経費の削減はもとより、現在の歳入確保と、それから新たな歳入確保というのにも必要になってくるとは思いますので、今、千葉委員のおっしゃった入札制度への見直し等も含めて、今後検討していきたいと思っております。

千葉委員

ぜひお願いしたいと思います。今年度は、北広島市でもその入札が導入になりまして、北広島市はたぶん小樽市の半分ぐらいの人口だと思うのですが、ちょっと聞きましたら、全部の自販機ではなくて一部、6 台ぐらいを今回は定額制から入札制にしたところ、一応 6 台で、平成 20 年度は 3 万 3,000 円ちょっとの収入だったものが、21 年度 164 万円ほどの金額になったということで、場所等の問題があるかと思っておりますけれども、非常に検討する余地はあるというふうに思いますので、ぜひ前向きによりしくお願いしたいと思います。

斉藤(陽)委員

ブックスタートについて

ブックスタートについて伺います。

事務執行状況説明書の128ページに、図書館の事業なのですが、ブックスタートということで、保健所の10か月健診時に年24回実施し、723人の参加があったということです。75ページのほうに、保健所の10か月児健康診査とあるのですが、上から7行目に、10か月児健康診査702人となっています。これは一致している必要はないかもしれないのですけれども、10か月健診ということになっているものですから、ちょっと数字が違うのですけれども、まず、そのところから伺いたいです。

(教育) 図書館長

ブックスタートは、保健所の10か月児健診のときに本をプレゼントする事業です。その健診に来られなかった方が、後日、本だけをとりに来る場合がございます。保健所の数字は、10か月児健診を受けた人数でございますが、図書館の数字は、後で本をとりに来た方21人をプラスした本の配布者の実数であります。

斉藤(陽) 委員

保健所のほうに伺います。75ページの10か月児健診の受診者というのか、702人なのですが、平成20年度の実際に受けた方と、対象者、受診率、それからブックスタートを実際にした人の参加率、その辺をお知らせいただきたいと思います。

(保健所) 山谷主幹

まず、10か月児健診の対象者数でございますけれども、平成20年度中に10か月に到達した子供が対象となりまして、734人となっております。このうち、事務執行状況にありますように、受診した方が702人、受診率は95.6パーセントとなっております。

なお、受診者数の702人でございますが、10か月健診としての対象月齢を10か月から1歳未満としておりますので、実際に来所された方の中には、10か月ちょうどの方もおられますし、それから何らかの事情で受ける時期がずれて、例えば11か月だったりということで、1歳未満の間でそういった月齢の方も含まれております。

斉藤(陽) 委員

そういうことで多少、対象者の幅はあるということだと思いますが、ブックスタートへの参加率はどうですか。

(保健所) 山谷主幹

参加率は100パーセントでございます。皆様、絵本を持ち帰られております。

斉藤(陽) 委員

それで、ブックスタートは10か月児健診のときに行っているということなのですが、10か月児健診そのものの主な内容と、どういうことに注意されているのか、さらにそのブックスタートと関連したその時期的なものをお知らせいただきたいと思います。

(保健所) 山谷主幹

まず、健診の内容についてでございますけれども、内容は身体計測から始まりまして、小児科医師による診察、それから保健師や栄養士などによる保健指導や栄養相談、それから歯科相談、それからただいまのブックスタート、こういった内容が含まれております。

健診の中で重要な点ということでございますけれども、これは健診の目的ということになるかと思います。この健診では大きく二つの目的を持って行っておりまして、まず一つ目が、子供の発育・発達が順調であるのかどうかという確認の場であるということと、それから何か異常がないのかどうか、そういったものを早く見つけて、必要な医療ですとか、それから発達の遅れがある場合は必要な療育ですとか、そういったことにつなげていくということが大きな目的となっております。

それからもう一つなのですが、これは発達とか発育に影響するというよりは、子育てに関する支援ということで、このことにも大きく目的を置いております。実際には、必要な子育てに関する情報提供ですとか、いろいろな心配事や不安など、悩みを持っておられる保護者が多いので、そういったことをきちんと解決して育児に取り

かかっていけるように支援をしたり、それから健診の中身に含まれているブックスタートは、本の読み聞かせなどを通じまして、実際に子供とのコミュニケーションとか、それから親子の触合いなどを体験・体感していただいて、育児の中で生かしていただけるように実際には支援をしております。

斉藤（陽）委員

それでは、図書館のほうに伺いますけれども、ブックスタートそのものの内容として、どのようなことをやるのかということと、それから本市で実施をしている方法、時間的なものとか、人数あるいは担当者の役割分担といった部分と、それから特にこの10か月健診時に行っているという理由についてお話しいただきたいと思います。

（教育）図書館長

ブックスタートの内容でございますが、10か月児健診を受けるすべての赤ちゃんと保護者に、絵本とガイドなどが入ったブックスタートパックをメッセージとともに直接手渡しております。

実際の実施方法でございますが、健診の待合室で、まず絵本の読み聞かせを行います。そして、健診が終わった最後に、そのブックスタートのよさだとか、読み聞かせの意義、そういったものをお話して、絵本などをプレゼントいたします。

それから、担当の人数と役割分担でございますけれども、読み聞かせに四、五名、それから最後の説明に図書館司書1名を含めて3人が当たっております。

それから、10か月の意味でございますけれども、赤ちゃんが生まれてきて、この10か月ごろが物への興味を初めて強く出す時期と聞いております。そういう時期に親子のスキンシップを通して絵本を読んであげることは、非常に意味があるものと思っております。

斉藤（陽）委員

全国各地でこれが行われるようになってきたと思うのですが、全国・全道における実施状況についてお知らせください。

（教育）図書館長

全国的にはちょっとつかみきれませんでしたけれども、道内では92の自治体で実施しております。

斉藤（陽）委員

10年ぐらい前に、私もこれを小樽市がまだやっていなかったときに、ぜひ市民の方からやってくれという要望がありまして、実施を求めたこともあるのですが、本市においてこの実施に至った経緯等について、かいつまんで御説明いただきたいと思います。

（教育）図書館長

小樽市では、平成14年度に、絵本・児童文学研究センターと保健所、図書館、そして当時の児童家庭課の四者で小樽市ブックスタート協議会を設立し、翌年、平成15年度に開始いたしました。

斉藤（陽）委員

それで、この費用負担についてはどのようになっていますか。

（教育）図書館長

この費用につきましては、絵本・児童文学研究センターが負担しております。費用の額でございますけれども、大体ブックスタートのパック1個が約2,100円でありまして、当初は800を超す人数がおりましたので約200万円程度、平成20年度は723人でございますので約150万円の費用がかかっております。

斉藤（陽）委員

保護者からの反響のほか、図書館と保健所それぞれからこの事業に対する評価を伺いたいと思います。

（教育）図書館長

まず、保護者の反響でございますけれども、健診の前に絵本の読み聞かせということで、親子でリラックスして

その後の受診ができたという声があります。また、これを機会に、夜、子供に絵本を読んであげたといった声があります。

それから、図書館としましては、幼児・児童の読書の機会がこれは確実に増えたというふうに感じております。また、カウンターからの感想でございますけれども、赤ちゃん連れの図書館の利用者が増えたように思っております。また、父親が読み聞かせをきっかけに、子育てに参加するようになったという意見も聞いております。

今後も関係機関が一体となって、よりよい読書環境をつくってまいりたいと考えております。

保健所長

先ほど主幹が申し上げましたように、10か月前後のお子さんにとって、親からひざにだっこされて本を読んでいたという機会が与えられるということは、親子関係においても、子育てにおいても大事な経験だと思いますので、大変よいことというふうに評価しているようです。

斉藤(陽)委員

最初の平成15年度のスタート時に参加した方は、たぶん今、小学校1年生になったぐらいだと思います。これから本当にこの中身の効果が出てくるのかなと非常に期待をしているわけです。ただ、今後の問題点なのですが、道内各自治体では地方公共団体が実施主体になっているところも多いわけで、小樽市の場合は非常に幸運な、特殊なケースといいますが、非常にいいほうだったので、その中でさらなる今後の内容充実に向けて、どういうことが必要なのか、あるいはそういう費用負担だとか経費面で、運営上、何か改善する必要があるところが見えている部分はないのか、その点だけ確認させていただきたいと思います。

(教育)図書館長

現在のブックスタート協議会以外にも、例えば幼稚園だとか保育所、学校、町会あるいは民間の団体等々で、地域全体で連携してブックスタートの後にも本に親しむ環境を充実させていく、そういう体制づくりができればとは考えております。

あと、今後の費用等でございますけれども、今後、何年間かは絵本・児童文学研究センターで負担していただければということには内々に聞いておりますけれども、例えばそれが将来、困難な状態にもしなりましたときには、子育て支援課、保健所、図書館ともども小樽市としてどう対応ができるかを考えてまいりたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後5時08分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、中島委員。

中島委員

日本共産党を代表して、議案第8号ないし第19号及び第21号ないし第24号について、いずれも不認定の討論をします。

詳しくは第4回定例会本会議で述べますが、主な点について討論します。

平成20年度の一般会計は、単年度収支で6億3,711万円の黒字となり、19年度から引き継いだ累積赤字12億9,659万円を6億5,948万円に圧縮したとはいえ、5年連続の赤字決算です。実際には、予算に対する市税収入の落ち込み

が例年ほどなかったことや、燃料費の値上げが一時的なものであったこと、暖冬で除排雪経費に不用額が出たことが、黒字決算の大きな要因とのことです。

しかし、市長は平成20年度普通交付税が当初予算と比較して約 2 億円の減収となったため、歳出削減のため、管理経費の10パーセントの予算執行の留保を指示し、結果的に 8 割を達成したということですが、決算特別委員会の質疑の中では管理経費にとどまらず、市民サービスに直結する予算まで削減している事実が明らかになりました。

図書館費は、平成19年度決算では不用額ゼロの決算でしたが、20年度は19年度に比べて予算が約300万円減額となっている上、さらに不用額を282万円出しており、合計500万円を超す実質的な図書館費の削減になっています。そのため、現在、人口 1 人当たりの図書費が全道主要都市中、最低にもかかわらず、昨年度より図書購入数を1,500冊も減少させる結果になりました。しかし、図書館の現場では、庁内の情報システム課のアドバイスで、インターネットの保守管理費の委託料軽減を実施しており、前向きな努力がされています。このような職員間の連携・協力で、創意工夫による経費削減努力を大いに認めていくべきであり、市民サービス削減に直結する図書費の削減は問題です。

平成20年度は歳出削減のために、昨年度に引き続き職員給与の削減を継続し、さらに職員の手当を減らし、オタモイ共同調理場における調理業務等の民間委託、真栄保育所の民間移譲、病院ボイラー業務の民間委託、家庭ごみ収集委託業務の拡大など、公的責任分野を縮小してきました。

また、雇用対策として政府から支給された地域活性化・生活対策臨時交付金のうち、半分以上が平成20年度の赤字穴埋めに回されており、景気対策に使うべき交付金すらつぎ込んだ結果の単年度黒字です。

以上の理由で、平成20年度一般会計決算は不認定とします。

議案第12号小樽市国民健康保険事業特別会計です。

平成19年度から引き継いだ15億7,300万円の収支不足を 9 億5,480万円に圧縮していますが、歳入で特別調整交付金が予定より多く交付されたと言いますが、市民には高い保険料を課して、多額の不用額を出し、単年度黒字 6 億1,800万円を出した結果です。また、保険料滞納者が窓口負担10割のため、医療受診さえできないような資格証明書を発行する国民健康保険事業には反対です。

議案第17号小樽市介護保険事業特別会計です。

決算規模127億円になる介護保険事業は、3億949万円の剰余金を出していますが、ほとんどが保険給付費の不用額です。療養病床に対する給付費は、平成19年からの病床削減の影響ですが、利用者数が変わらないのに、訪問介護や通所介護等で1億円以上の不用額が出た背景には、政府の介護サービス利用抑制の方針の下で予防介護が導入され、サービスが減らされている実態が明らかになっています。小樽市は介護保険料や訪問介護利用者への4分の1の助成を実施していますが、介護サービスの利用拡大を図るためにも、訪問介護利用者への減免対象の拡大などを検討すべきではないでしょうか。国は地方自治体独自の助成に一般会計からの持ち出しを認めていませんが、第4期介護保険料算定に当たって、国費からの支出を実施しており、地方自治体の判断は、憲法上も地方分権の立場からも改善されて当然です。新政権がこれらを改善するよう、我が党としても働きかけを強めてまいります。

介護保険制度は、保険料は年金から天引きされ、利用するときは1割負担があるため、その負担ができない生活困窮者は、サービスを受けられないという大きな矛盾があります。政府の政策に基づいて、さらに介護サービス利用を抑制してきた決算は認められません。

議案第15号住宅事業特別会計です。市はこれまで市営住宅の家賃収入のおおむね30パーセントを施設整備に充ててきたと言いますが、平成17年度決算で1億7,000万円の施設整備費が、19年度には1億2,000万円に、家賃収入との比較でも32パーセントから22パーセントと大幅に減少しています。これは19年度から導入された指定管理者制度の影響ですが、20年度決算においても同様の結果です。北海道住宅対策審議会では、道営住宅の管理に必要な修繕費や事務費などの維持・管理予算は、家賃収入で賄うことを基本とし、維持管理費が厳しい財政状況のため、年々減

少する傾向に対して、入居者の生活を守り、安全を確保することは極めて重要である。大規模の破損を事前に防ぎ、住宅の長寿命化を図るためには適切な維持・修繕が必要であり、これに伴う予算の確保が必要であるとしています。市は、財政事情もあり、従来どおり家賃収入に対する30パーセントの施設整備費の確保は困難と言いますが、入居者の生活と安全が守られるよう、必要な予算は確保すべきです。

以上を述べて討論いたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第8号ないし第19号及び第21号ないし第24号について、一括採決いたします。

いずれも認定とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第20号について、採決いたします。

認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして、付託されました議案はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を尽くしますが、閉会に当たっての委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。